

平成29年 第3回定例会
産業厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成29年第3回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成29年9月11日
召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	西岡 克之	副委員長	饗庭 敦子
委員	安部 都	委員	安藤 克彦
委員	河野 龍二	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永 正彦

説明のため出席した者

住民福祉部長 森川 寛子
(こども政策課)

課長	村田 ゆかり	課長補佐	北野 靖之
係長	石川 俊介		

建設産業部長 緒方 哲 建設産業部理事 松邨 清茂
(都市計画課)

主査 山口 和樹

健康保険部長 中山 庄治
(介護保険課)

課長	辻田 正行	課長補佐	森内 秀朋
課長補佐	和泉 嘉彦	係長	木澤 奈津代
係長	島 典明		

本日の委員会に付した案件

議案第 52号	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第 58号	平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 66号	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 57号 平成29年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 65号 平成28年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時27分

閉 会 15時32分

○委員長（西岡克之委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。

平成29年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第52号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

皆さんおはようございます。議案第52号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

本議案は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため福祉医療費の支給対象者を中学生までの入院費について拡大するとともに、「母子及び寡婦福祉法」及び「児童扶養手当法施行令」の一部改正に伴う条文の整備と所要の改正を行うものでございます。第2条第3項の子どもの定義につきまして、「中学校の始期に達するまでの者」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」とし、対象者の定義を中学生までに改めるものでございます。同条第4項第1号、第5項第1号及び第8項は「母子及び寡婦福祉法」を法律名の改称等に伴い「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ、第6項第1号は父子家庭の父を法律の引用により定義をするものでございます。また第5条第2号におきまして、「こどものうち中学校に就学しているもの」につきましては、通院により医療給付を受けたときの支給の制限を行うものでございます。同条第4号及び第5号は、「児童扶養手当施行令」の一部改正に伴い、項ずれを改めその他所要の改正を行うものでございます。附則第1項では、施行日を公布の日からとし、対象拡大の部分につきましては、平成29年10月1日から施行することとしております。附則第2項では、上位法令の改正により引用ずれが生じた箇所を法律の施行日までさかのぼって適用することとしております。附則第3項及び第4項では経過措置について定めております。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

ただいま提案理由の説明をいただきました。これから質疑を行います。どなたか質疑のある方いらっしゃいますか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

質問いたします。今までの中学校始期までの対象者を15歳の中学3年生まで拡大されるというところでありますけれども、その拡大が予想される人数と、それからどのくらい増額されるものなのかということをお聞きします。

○委員長（西岡克之委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

4月1日時点での中学生の対象人数が1,398名になっております。このうちの入院費ということで、今回補正を計上させていただいておりますのが、拡大部分だけで124万7,000円計上をさせていただいております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。それから第5条第2号の「難病患者及びこどものうち中学校に就学しているもの」と加味されておりますけれども、これは今までの分は中学校自体の意義といいたいまいしょうか、示されたものがなくて、この新たに加味されたんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

対象を小学生から中学生までに拡大した上で、その拡大した中学生につきましては、入院の日が対象とならないということで第5条の方に追加をしております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

施行日は29年10月1日からですが、さかのぼってということで御説明があったかと思うんですけども、さかのぼって支給するということで理解していいんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

中学生までの拡大の部分は29年10月1日以降に入院された分が対象になってまいりまして、上位法の改正の部分に伴った部分をさかのぼって適用をさせていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

そのさかのぼってする分を具体的なところを教えてくださいいいですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

母子寡婦福祉法というのが26年の10月1日に実はもう法律名が変わっておりまして、そこまでさかのぼっております。もう1つの児童扶養手当施行令も28年の8月1日にさかのぼって改正をさせていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

分かりました。この改正の中で「者」というのを平仮名の「もの」に全部変えてありますけれども、これは何か理由があるのか教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

森川部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

この分につきましては、法律の組み立て方ということで決まってるようで、まず最初に「者」という漢字が出てくるんですけど、それによって人であるとか法人であるというのを確定をさせます。その者に対していろいろな条件を加味させていくことになると、今度は要件を限定するというので平仮名の「もの」になるということで、これは総務課の方から指導を受けまして、今回の福祉医療の支給に関する条例について、間違っただ適用をしている分を今回全て変更をさせていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今のところで関連しますけども、第2条第3項中の「中学校就学の始期に達するまでの者」というのは、これは今度改正が「15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」とここの漢字は動いてないわけですか、平仮名になってない。その後の「者」というのが全て「もの」になっているというのが。1番最初に出てくる対象者ということでそこは「者」にすると。その後、その条件になってくる人が平仮名の「もの」になってくるというふうな解釈ですか。もう一度そこをお願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

森川部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

今おっしゃっていただいたとおり、最初が「者」という形で漢字になりまして、それに要件を加えていくと「もの」という平仮名になるということでした。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今回は福祉医療に関する部分の条例が改正をするということで、今回変えられたということで、ただ、福祉課所管のやっぱり条例はまだまだ「者」という漢字を使ってるところがたくさんあるのかなと思うんですけども、それはもう条例改正が出てから変えていこうと考えてらっしゃるのか。そこら辺はいかが考えかお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

総務課の方とも相談をしているんですけれども、やはり条例ということで議会の議決ということにもなりますので、条文を改正する時に併せて改正をしたいということで、文字が変わっている部分だけについての条例改正ということは、今のところ考えていないということです。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今の件は了解しました。それで、中学校を卒業するまで医療費の拡大をするという提案、入院に限ってということですけども、この間、本会議の中でも、前回、小学校卒業までの医療費、福祉医療の拡大の時にでも、委員会としても中学校卒業までできないかというふうな意見がたくさん出たと思います。そこで今回、改めて入院だけに限ってまですけども、町の政策と言えばそうなんでしょうけど、入院に限って中学校卒業まで拡大しようというふうになった経緯をちょっと説明していただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

この福祉医療というのは、全国的にも皆さん御存じのとおり、中学生あるいは高校生まで拡大をしているところがございます。長与町もその期待に応えたいといえますか、拡大をしていきたいという方向でずっと検討は重ねてまいりました。ただ予算的なものですとか子どもに係る政策の優先的なものとかも考慮しながら、ずっと見据えてきたわけなんですけども、28年度に小学生まで延ばして大体入院費が1割弱で推移をしているなというところが1点分かったということと、中学生の通院までということも考えてはいたんですけれども、小学生が1年目28年度が思ったほど伸びなくて、29年度の当初予算もなかなか上げることができなかつたんですけども、今年に入ってずっと小学生の通院費の部分トータルして、すごく去年よりも上がってきております。この小学生の部分の追加といえますか、今回上程した部分がなければ中学生までできたんじゃないかなと思っはいるんですけれども、予想以上に小学生の部分が伸びてきたというところで、今回は高額になってしまう入院費の部分だけの提案ということでお願いをしております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

併せて施行日を10月1日から取り組もうというふうになった経緯も、ちょっと説明

していただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今年の4月からとか来年の4月からとかいろいろ検討もしてはいるんですけども、この予算が通ってからまずはシステム改修に1か月程度掛かりますので、あと近隣市町とも足並みを揃えまして、29年の10月からということではさせていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確か時津町も10月1日から入院に限ってということで、これは長崎市もそうだったんですか。長崎市は先にされたんですか。ちょっとそこら辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長崎市も29年の10月からということではしております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

参考までに、先ほど課長も、全国的に県下も福祉医療の子育て支援といいますか、子育て世帯の負担軽減の意味からいろんな形で取り組んでいると思いますけども、今現状、県下でそれぞれ取り組んでる内容があると思うんですが、そこを改めて、前回も小学校の時もお聞きしたと思うんですけども、教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

県内の状況ですけれども、長崎市、大村市、長与、時津以外はもう既に中学生まで拡大しております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

すみません確認です。それは、入院通院とも中学生まで医療拡大がされてるということでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

入院通院とも拡大をされておられます。

○委員長（西岡克之委員）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私はただいま議題となっています議案第52号について賛成の立場で討論いたします。今回10月1日から中学生の子ども医療費で中学生卒業まで入院に限り福祉医療を拡大されるということで非常に評価をしたいと思います。ただ、やはり先ほどの御説明ですと、県下では、もう既にこの4つの自治体を除く自治体では中学生の卒業まで通院入院とも福祉医療の拡大がされております。やはりこれは全国的な傾向もありますけども、多くの子育て世代の思いだというのに応えて、自治体がこういう形で制度を拡大しているというふうに思います。そういった意味では、本町もやはり全国、県下の平均に追いつくように、ぜひ中学生の卒業まで通院についても福祉医療の拡大を早急に進めていただきたいと思います。併せて福祉医療については今なお現物支給されていないという状況もありますので、この部分についてもぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。以上、賛成討論といたします。

○委員長（西岡克之委員）

次に反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の件の採決をいたします。

本案は原案どおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で55分まで休憩いたします。

（休憩 9時44分～9時54分）

○委員長（西岡克之委員）

それでは、引き続き産業厚生常任委員会を始めます。

平成29年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第58号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

皆さんおはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。予算書の2ページ3ページをお開き願ひます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ333万2,000円を増額いたしまして、補正後の総額を歳入歳出総額10億3,756万8,000円とするものでございます。それでは特別会計補正予算（第1号）に関する説明書にて御説明を申し上げます。歳入でございます。6ページ7ページをお開き願ひます。4款1項1目1節繰越金333万2,000円を増額でございますが、昨年度の実質収支の確定により繰越金を計上しております。次に歳出でございますが10ページ11ページをお開き願ひます。1款1項2目13節委託料333万2,000円を増額でございますが、これは県への委託料として支出するものでございます。以上で都市計画課所管の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。これは歳入歳出一括で質疑をしたいと思ひます。質疑のある方いらっしゃいますか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

私はこの高田南の件は初めてなので初歩的な質問になろうかと思ひますが、お許しください。この県への事業の委託という333万2,000円は、これは毎年計上されるものなのか、そしてこの委託料というのはどの部分にあたるのか教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

お答えいたします。今回計上しておりますこの県事業委託料についてなんですけれども、昨年も上げさせていただいておまして、区画特会の中で前年度からの繰越ということが発生しますので、それをうちは、この特別会計はメインとなるのは区画整理事業への県委託料になりますので、その分を繰越金を県の事業委託料に当て込んで、少しでも事業の進捗が図ればという形で補正を上げさせていただいておます。この県事業委託料は、まさに高田南土地区画整理事業での工事ですとか補償ですとか、いろいろ設計関係必要な経費について実際工事を発注したりしておりますのは県の方で発注させていただいておますもので、そちらの方の経費に充て込むということで委託料を払っておます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方いらっしゃいますか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと間違っていたら申しわけないんですけど、先ほどの説明でも、毎年決算の実質収支の繰越をしているということで、いずれかの補正で繰越せずに一般会計に戻したことがあったんじゃないかなと思うんです。事業費に回せばと言ったら、会計上戻すようになりましたというふうな説明もあったと思うんです。今回は繰越したという形で、どういうふうに捉えればいいのか。前はそういう説明を受けて、今回はこの繰越ということで、ちょっとそこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

回答いたします。先ほど委員御指摘がありましたとおり、一般会計に繰出す分と今回のように県の委託料の方にそのまま流用する分と2パターン、確かに昨年も同様の取扱いをさせていただいておりますけれども、まず一般会計に繰出す分につきましては保留地処分金という形で、高田南区画整理事業で保留地、財源に充てるための土地です。こちらを売却した分については実際には売却益という形で、前借で地域開発事業債という起債を借りておりまして、その起債の償還を一般会計の方で逐次お願いをしておりますので、その分の起債の償還していただいている一般会計の方に繰出すと。今回のように単純に前年度からの事務費関係含めて余った分については、これはもう行先が特段決まっておりますので、決まっておりますというか、先ほどのように保留地処分金の扱いとは違いますので、この分については、県の委託料の方に充てさせていただいて事業の進捗を図っているような状況です。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確かに前回の補正の時も保留地処分の分というふうに説明があったかと今思い出しました。それで細かく聞くわけじゃないんですけど、委託料の中の、先ほど言われるように細々とした事務費関係というふうな形の捉え方でいいんですよね。これまでは、委託は例えば工事が何件、補償が何件というような形で委託料の中に内訳があったと思うんですけども、そういう意味では、今回繰越額だけが委託料になるとなると、あまり目的はなくて、そういう全般的な掛かる費用に基づいて、この決算の繰越額を事業費に充てたというような形で捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

先ほど事務費かれこれということで話をしましたのが、特別会計につきましては、こ

の高田南への県の委託料として繰出す分の他にも経常的経費として需用費でありますとか旅費でありますとか、そうしたことも予算を計上させていただいております。実際繰越の、今回で言えばこの約300万、こちらの方はそういう事務費、昨年度からの事務費の関係で執行できなかった分とか、未執行の分が繰越として上がってまいりまして、高田南に繰出す高田南で使うお金については、こういう事業費とかそういったことではなくて、もう向こうの県での事業費、工事、補償、測量試験費、一部その他雑費もありますけれども、そういったことで使わせていただいております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうするとこの委託料の内訳は出るんですか。金額の内訳といいますか、細かくは言わないですけど、大まかどういう形で使われるというのがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

今回のこの約300万の金額につきましては、特段これだけの工事が必要になったのでこの300万というお金が必要になって作り出すという形ではなくて、前年度からの繰越になります。なので実際何に使うということで明確な支出の積上げがあつての金額ではございませんけれども、今年度また事業を執行していく中で新しく必要になった工事とか委託関係ですとか、既に発注をしている工事、測量試験費等の増額分というのがどうしても出てきたりしますので、そうしたところに充てさせていただいて、事業を少しでも進めさせていただければということで扱わせていただいております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうするとこの委託料は、県の事務所からこれだけという予算要求がきて、今回繰越金を活用したというふうな形で捉えていいんですか。それともう1つ、決算の実質収支では533万2,000円ですかね。で、200万ここには計上。いろいろとあるならば全額繰越してもよかったんじゃないかなというふうに思うんですけども、だからそういうふうにならないのは、県からのこれだけ必要だというふうな請求が来たというような形の補正予算になるんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

まずお尋ねの後段の200万円差額があるけれどもというところからお答えさせてい

ただければ、区画整理特別会計、当初予算の時点で歳出で予備費という項目を設けております。こちらの方の財源として、昨年度からの繰越金を200万まず充て込むという予算の編成をしておりますのでその差額になります。実際は500万円繰越すんですけども、まず予備費の方の充当が200万ありますので、その差額の約300万が県の委託料になります。なので特段500万円のうち300万要るんだよというような県からのその積上げとかがあったというわけではありません。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号平成29年度長崎都市計画事業長与町都市区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件の採決をいたします。

本案は原案どおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

15分まで場内の時計で休みます。

（休憩 10時09分～10時14分）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

平成29年第3回定例会本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第66号平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

引き続きよろしくお願いたします。それでは平成28年度長崎都市計画事業長与土地区画整理事業特別会計決算について御説明申し上げます。事項別明細書により歳入歳出決算について御説明申し上げます。歳入の6ページ7ページをお開き願います。1款国庫支出金1項1目1節土地区画整理事業費補助金、調定額4億5,265万7,000円に対して収入済額は2億3,539万9,000円でございます。これの内訳といたしましては、備考欄記載の活力創出基盤整備総合交付金1億7,834万4,000円、市街地整備総合交付金2,904万円、地域住宅支援総合交付金2,801万5,000円でございます。また収入未済額として2億1,725万8,000円となっており、次年度への繰越事業費となります。次に2款県支出金1項1目1節土地区画整理事業費補助

金、調定額8,965万9,000円に対し収入済額4,836万3,000円でございます。これは補助事業費の10%相当分に当たります。また収入未済額として4,129万6,000円となっており、次年度への繰越事業費となります。次に3款繰入金1項1目1節一般会計繰入金、調定額6億9,554万5,000円に対し収入済額は4億9,817万3,000円でございます。これは補助裏の配分金でございます。また収入未済額として1億9,737万2,000円となっており、次年度への繰越事業費となります。次に4款繰越金1項1目1節繰越金の収入済額1,598万1,443円につきましては、平成27年度の実質収支でございまして平成28年度予算へ計上したものでございます。次に5款諸収入1項1目1節町預金利子として727円となっております。以上、歳入合計7億9,791万7,160円、収入未済額4億5,592万6,000円でございます。

続きまして歳出でございます。10ページ11ページをお開き願います。1款土木費1項1目2節給料、3節職員手当、4節共済費は、課長以下6名分の手当でございます。9節旅費、11節需用費、14節使用料及び賃借料につきましては経常的経費でございます。15節の工事請負費、予算額200万円に対して支出済額は198万4,824円でございます。今の工事は合計6件の工事でございます。次に2目高田南土地地区画整理事業費、9節旅費、11節需用費、12節役務費は経常的経費でございます。13節委託料、予算額11億30万9,000円に対し支出済額は6億4,438万3,000円で、県への事業委託分でございます。また、この県事業委託料に相当する工事箇所及び内訳につきましては後ほど図面の方で御説明申し上げます。28節繰出金の751万5,000円につきましては、平成27年度実質収支の一部を一般会計に繰出すものでございます。次に2款公債費、12ページ13ページになります。1項1目元金23節償還金、利子及び割引料でございますが、元金償還金として9,389万6,000円となっております。2目利子23節償還金、利子及び割引料は、利子の償還金として予算額527万9,000円に対し支出済額は367万8,983円で、不用額として160万17円となっております。以上、歳出合計7億9,258万4,821円、翌年度への繰越明許費として4億5,592万6,000円でございます。

次に14ページを御覧下さい。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額7億9,791万7,000円から歳出総額7億9,258万5,000円を差引きまして、533万2,000円となっております。以上でございます。

続きまして、長崎都市計画事業長与土地地区画整理事業特別会計に係る主要な施策の成果でございます。御参照していただきたいと思っております。内容といたしましては、5ページをご覧いただきたいと思っております。決算額及び財源の内訳といたしまして、歳出の1款1項2目13節委託料の決算額を記載しております。決算額6億4,438万3,000円の財源内訳として、国県支出金2億8,376万2,000円、その他としまして3億5,415万5,000円、一般財源646万6,000円でございます。事業の実績の

内容といたしましては、この後図面でも御説明いたしますけれども、長崎県事業委託としまして本工事費5億4,594万3,000円、これ5件でございます。測量試験費4,603万円。10件でございます。補償費5,017万円、その他224万円でございます。平成28年度末事業進捗率は、道路整備としていたしまして53.5%、宅地造成につきましては56.8%。以上でございます。それでは決算に基づく工事の概要について、山口主査の方から説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

それでは平成28年度の主な事業箇所といたしまして、本工事並びに移転補償をお願いしておりました件数について、工事が5件並びに移転補償1件、計6件について説明をさせていただきます。まずそれぞれの工事名です。赤色と青色で分けて表示をしておりますけれども、赤い色については28年度中に工事が竣工したもの、青いものにつきましては29年度へ繰越を行っているものがございます。それでは個別に説明をいたします。まずこちら道ノ尾駅前地区になります。こちら高田南12号線外道路改築工事ということでJR長崎本線沿いです。道ノ尾駅からの高田駅の方に向かって伸びていく分ですけれども、こちら高田越交差点付近、こちら延長171メートル施工しております。続きまして、こちら中ほどの地区、道の尾団地の北部になるんですけれども、55街区他整地工事として土工3万8,230立米として計上いたしております。こちらの青色で繰越ということになってるんですけれども、こちらにつきましては昨年度もちょっと御説明させていただいたんですが、国の補正予算が12月、年の後半につまして、その事業費で契約をした工事になります。ちょっと契約並びに着手がもう遅かったものですから、繰越前提で発注をしていた工事になります。

次、高田中学校近くになりますけれども、高田越中央線改築工事（土工）延長164メートル、こちら繰越工事になるんですけれども同様に昨年度の国の補正予算を利用して発注した工事になります。繰越前提で発注をいたしておりましたもので、青の繰越工事ということで上げさせていただいております。続きまして、今の工事の隣です。小さくて見にくいんですけれども、こちら建物移転補償ということで1件、高田中学校前に以前倉庫とか作業場なんか建っていた所があるんですけれども、こちらの地域について、移転補償ということで郊外に移転をさせていただいている補償を行っております。

続きまして、こちら浦上水源地沿いの方の下ってくるんですけれども、まず竣工した赤の方、高田南宅地整地・造成工事（77他2街区）というところで、こちら切土8万6,370立米、盛土9万3,400立米の工事を行っております。並びにちょっと工事場所が一部重複するところもあるんですけれども、南東部補強土壁工ということで工事延長241メートル、こちらにつきましては、繰越のことで前回もちょっと説明をさせていただいたんですけれども、道の尾団地側、地区外なんですけれども、こちらにお住

まいの方と交渉がございまして、そちらの方が時間を要したものですので、それで繰越を行っている箇所になります。28年度の主な工事施工箇所については以上です。

よろしく御審議のほどお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

説明は以上でよろしいですか。それではこれから質疑を行います。まず歳入と歳出に分けて質疑を行いたいと思います。歳入全般について質疑のある方どうぞ。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

では6、7ページのところで伺いたいというふうに思います。前の記憶からはつきり分かる部分だけ伺いたいのが土木県補助金、これが大体事業費の10%相当が補助額というふうに以前お聞きしたと思うんです。これでいくと調定額8,965万9,000円で、この10%相当がどれに当たるのかなと、当初調定額に当たるのか、工事費に当たるのか、ちょっとそこら辺がよく分からなくて、その辺ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

御質問の内容についてちょっと確認をさせていただきます。今回この決算の方で説明をさせていただいた県事業委託料が、工事ないし補償等の事業費のどれにどれくらいずつ当たっているのかというような内容の御質問ということではよろしかったでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

間違っていたら本当に申し訳ないんですけども、以前、お聞きした時に土地区画整理費補助金、県の高田南土地区画整理事業費の補助金は10%相当分が県からくるというふうな説明じゃなかったかなと。調定額では8,965万9,000円、収入済額と収入未済額合わせての合計金額だと思うんですけども、これが県へ委託する工事費の10%というふうな見方をしているものかどうなのか、その辺がちょっとよく分からない。10%と見ると10%以上入ってますし、ですからそれがどれと比較して10%という見方をすればいいのか、ちょっと分からなかったんでお願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

お答えいたします。まず県補助金につきましては委員御指摘のとおり、国の補助事業費の10%の金額が県から別途補助としていただけるということでまず間違いはございません。また国の補助金につきましても、複数の金種と私達は呼んでいるんですけども、

いくつかの補助金の種類があって、それぞれを合計した、それぞれに対して10%の補助というのをいただいて、またそれぞれの補助金も例えば一部は工事に充てたり、一部は測量試験費に充てたりということで、結構使い方としてはいくつかの工事や事業にまたがりますもので、積み上げればそういった形にはなるんですけれども、工事だけではなくて補償にも使ってる分もありますし、測量試験費等にも使ってる分もあります。そういったことで御理解いただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確認ですけれども、全体にかかる費用に対して10%相当というふうな形で捉えて、なかなか細かく出すことはちょっと難しいというふうな形、この決算上で見るとそういう判断でよろしいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

そのとおりです。複数の工事等に使っておりますので、決算書ですとか今お出ししている議案等の書類から、そこを読み取るというのは、ちょっと難しいかなと思っております。ただ当然使っておりますので、個別に積み上げていけば出ない数字ではないです。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

安部委員。

○委員（安部都委員）

すみません。今の御説明ではちょっと難しくて分からなかったんですけど、県の補助金が約10%、国の補助金というのはまた同じ10%ということなんですか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

国の補助金と県の補助金については、うちの財源としてのお金であることは間違いありませんけれども、ものとしては別といいますか、もう別々に考えてるものになります。国の補助金というのは、国に対してこれだけの事業をしたいので、来年度これだけ予算を要望して、その年の4月以降実際にお金が入ってくるわけなんですけれども、それとは別に国の補助のお金も、いわゆる補助金補助金と話をするんですけれども、実際、国から入ってくるお金を計算するための大元の事業費は、2つのお金があるんです。例えば補助率50%という国の補助金があるとすれば、例えば、1億円の事業をしますということで国に要望した場合、仮に国から1億円丸々認められたとすれば補助率の50%、つまり5,000万円分は国から補助金で入ってきますというのがまず1つ

ですね。これとはまた別に県の補助金は、国が1億円分事業を認めてくれたんだねということがあればこれが1億円の10%、1,000万ですね。それをまた別に県の方からいただけるというような形になります。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。そしたらその補助金というのは、毎年、変動するということなんですか。何%、国の情勢を見て何%減らしますよとなるんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

うちの方でいただいている補助金というのは全部で4つございます。この中の補助率というのは全部決まってるんです。事業費というのが、その年によって事業費の金額が違ってきます。これに補助率を掛けていきますので、当然その年は補助金、国費というのは変わってきます。変動してきます。だから補助率はもう固定なんです。先ほど、全てが補助対象であれば1億円の50%で5,000万という形になるんですけども、その中には補助対象額というのがあるんです。例えば、1億の事業をします、ここで補助対象額は9,000万円分しか認めませんよ。これの50%とか。だから一概に事業費だけを算出して、いくらが県費の対象額というのか、なかなかこの決算書ではちょっと見にくいというのが先ほどほどの説明の補足でございます。だから、安部委員が言われた補助率というのはもう決まってます。率というのは。その年の要望する事業費というのが変わってきますので、それで毎年、変動はしてきますよというお話です。

○委員長（西岡克之委員）

歳入全般で他に質疑のある方。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

同じく6、7ページで保留地処分が28年度決算ではされてないんですけども、27年度決算の時に若干説明を受けた保留地の状況がほぼ処分されてないんで、そのまま残ってると思うんですが、改めて28年度末の保留地の状況を説明していただきたいと思えます。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

委員御指摘のとおり28年度につきましては、保留地処分の実績が計上されておられません。売上自体がなかったということになりますので、状況としては27年度末と変わってありません。内容について御説明をさせていただきますと、まず保留地全体の話で

す。高田南の土地区画整理事業、現在の計画上、保留地全体で4万8,272平米という面積とそれに伴った処分金が46億7,800万円という数字になっております。この内容について、現在の実績といたしましては、売却済が1万3,110平米、金額にしまして12億5,476万8,948円というような状況になっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

面積は分かりました。区画数と言ったらいいですかね。その筆数の残と売却件数を教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

件数につきましては、これまた昨年度の時もお話をしたんですが、今後の計画によってちょっと前後はするんですけれども、現在の時点でつかんでる件数としては、全体で172件、現在の売却実績96件、差引くところの残が76件、そういった形になります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうすると96件売却されてて、残りが76件のうち約34億まだ残ってるということで、そうすると区画面積的には今後の方が多いいという判断ですよ。これで見ると96件のうち12億しか売れてない、12億売れてると。あと76件のうち30何億残ってるという意味では、今の計画である保留地というのは、今後はちょっと面積が大きくなるというふうなところなんですか。ちょっとそこら辺だけ教えていただければ。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

回答いたします。残件数の方が金額の方が大きいということは、もう間違いございません。この分につきましては、以前からちょっと話題に上ってございました道の尾公園の部分、こちらの方が含まれておりますので、あそこでかなり面積が大きい、面積的には2万3,000平米ほどございますので、こちらでどうしても金額を引っ張っていつているような形にはなりません。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ある方。

それでは歳出の方の質疑に移りたいと思います。

歳出の方で質疑のある方どうぞ。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

歳出の10、11ページの工事請負費の土地区画整理付帯工事費が先ほど6件と言われたと思うんですけども、その内容を教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

付帯工事6件の内容について御説明いたします。まず1件目、区画整理地内道路排水対策工事といたしまして、こちら長与駅付近の話になるんですけども、こちらの方で当時、長与駅周辺土地区画整理事業、高田南とはまた別で、長与駅周辺土地区画整理事業という区画整理をやっておりました関係で、暗渠排水管ということで水路が地下に潜ってたんですけども、そちらの方の破損というような事故が発生しまして、これに対応するための工事費がまず1件。続きまして、長与都市開発事業所アンテナ取替工事というのがまず1件あります。こちら実際高田南の区画整理事業を施工していただいている長崎県の出先機関、区画整理事務所、道の尾温泉の近くにあります、あそこで1つの庁舎になってるんですけども、その屋根上に設置していたテレビ用の受信アンテナ、こちらの方がだいぶ建物自体も老朽化してきておりまして、倒れてしまっていたので、ちょっと風が吹けば周囲に落下等の危険があったもので、取替工事というのを1件行っております。続きまして、高田南土地区画整理事業地内の法面伐採工事というのを1件発注しております。こちらにつきましては、区画整理の事業地内に個人のお宅の裏手になるんですけども、町ないし区画整理事務所の方で管理をする必要がある法面で、ちょっと草がだいぶ生えて個人のお宅の方にだいぶ覆い被さっていくような形になっていたもので、こちらの方の伐採をまず行っております。続きまして、土地区画整理事業地内の樹木伐採工事というのを1件出しております。こちらにつきましては旧みろくや跡になるんですが、高田中学校の近くになるんですけども、こちらの方以前自治会からの要望がございまして、あの辺が歩道がなくて通過交通がかなりあるもので、通学の学生達、生徒が危ないので何か対応策ができないでしょうかという要望を受けて、道路から1本、みろくや用地に入った方フェンスの向こう側に仮設で通路を作っております。そこがなかなか道路との境が、もともと植わっていた樹がかなり生えてきて、見通しもちょっと危なくてそれもまた危険だったもので、その分の樹木を伐採する工事というのを出しております。残り2件につきましては、同じような工事になるんですけども、また事業所内の照明器具の取替工事というのをそれぞれ2件出しております、別々に。これ長与都市開発事業所の執務室内なんですけれども、当然こうやって蛍光灯がありまして、その明かりで執務をするんですが、こちらの方の蛍光灯の方が調子が悪いと。蛍光灯自体の取替ではなくて、かなり年数が経っておりまして、もう物自体を取り替えないと修繕ができないということでしたので、取替の工事費の方でそれぞれ2か

所、タイミングが別だったもので2本に分けているんですけども、そうした工事を発注しております。合計6件付帯工事を計上しております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

その工事の中をちょっと教えてほしいんですけど、みろくやの樹木伐採、確かに生えてたかと思うんです。歩道を作られたのはいつぐらいに作られたのかと、歩道を作ってる所が、こっち側にフェンスがあって、向こうにもフェンスがあってその中を通るようになってるんですよね。というところをちょっとすみません、教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

お答えいたします。通路自体を設けるというのは2か年前の時点で発注をしてたかと思えます。通路につきましては、道路との境に元々みろくやが作っておられたがっちりしたフェンスがありまして、その中にもう1個フェンスと言いますか鉄の杭を打って、ちょっとピラピラとカバーみたいなのを被せているんですけども、その柵とカバーの間、あちらの方を通っていただくようにして、どうしてももっと中の方は、一時的な土砂の仮置きとか工事ヤード等で使う可能性がありますので、その分生徒が立入ったりとか、危険防止のために中にも1本杭を打ってちょっと仕切りをさせていただいているような状況です。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

もう1つアンテナとか照明器具とかいうのは事務所の建物のことかと思うんですけども、あの事務所自体は県が出すものではないのでしょうか。その辺りを教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

お答えいたします。建物自体は町所有の建物になっております。中のそういった修繕関係につきましては、もしも小規模な本当に修繕とか取替とか、そういった軽微なものについては県の方でもやっていただいているんですけども、工事というような形になりますと、県の方の予算の都合等もありまして、できる範囲はうちで、できる時は県でというふうに調整をしながらさせていただいております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先ほど僕もちょっと聞こうと思ってる中で、今、饗庭委員聞かれたから出てきたんですけども、一番初めこの6件の中で長与駅周辺の分が出たということですけども、まだこういう所を都市計画の特別会計でやっていくのか、一般会計の方でもう一般的な改良工事とかでいいような気がするけども。これなぜここの都市計画の特別会計でやって、あるいはまたそういうところがまだ出てくるのか。この特別会計でやらなきゃならない地域がまだ残っておるのか。長与周辺とかその他の区画整理で、そこんところ分けとつか、僕も今初めて出たもんだから、ちょっとそれをお願いします。一般会計でいいような気がするものだから。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

御指摘のとおり、確かにもう完了した区画整理ということもありますので、一般会計でということも出来ないことはなかったかなとは思いますが、どうしても区画整理自体を起因とする今回工事になりましたので、区画特会の方の予算を使わせていただいて執行したような形になっております。今後こういうのが出てくるのかという話ですけども、今回も我々がちょっと想定しないところで、どうしてもイレギュラーに出てきた分になりますので、今後こういった区画整理を過去にしたところで、何かしらあればその時また検討しないといけないのかなとは思いますが、今回については確かに言われたとおりもう終わった区画整理で、一般会計でもという御指摘もあったんですけども、町といたしましては、もう終わった分ですけど区画整理の絡みというのもありましたので、区画特会の方から措置をさせていただきました。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今度は違う件で、成果に関する報告書の方で最後の5ページで先ほど事業の実績で、本工事、測量、補償費、その他出とるわけですけども、この補償費5,017万、確か1件で聞いたような気がします。先ほどの図の説明をしながらですね。5,700万と言えば大きいと思うわけですけど、1件でこれだけということに間違いはないわけですか。ちょっとそこんところの確認いたします。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

お答えいたします。こちら補償費の約5,000万円なんですけれども、実際には、先ほど課長からの説明の中でありまして、件数としては5件計上をしております。ただこちら説明をさせていただいた分につきましては、主に建物移転補償費の方を説明させていただいております、そのうち5件のうち1件がこの移転補償だったと、その

他につきましては、例えば工事をする中で道路をつくるにあたって、例えば電信柱が立っていたりとかガス管があったりとか、そういった工事に支障になるものを一時的に移転していただく。例えば、電気であれば電力会社とか、ガス管であればガス会社とか、そうした部分での補償費というのも別途計上させていただいております。また、追加補償で仮住居等をお願いしていただいている方についての仮住居費なんかも計上して、合計、補償費としては5件項目を上げさせていただいております、今回主なものとして説明をさせていただいたのは、移転補償の1件ということでよろしく申し上げます。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

その移転補償が1番大きな金額で、これで金額的にどれぐらいなるわけですか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

こちら建物移転補償につきましては、約1,300万円の予算を計上しております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

そしたら5件で、大きいので1,300万、しかし4件あと残ってる。そしたら5件の金額をちょっと教えてもらえますか

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

5件の金額について御報告させていただきます。まず1件目が、今私が説明いたしました移転補償1,332万、続きまして、追加補償等一式について3,185万、続いて、電線路の移転補償費、先ほど御説明いたしました電柱とか工事の支障になる分60万、続きまして、工事損失補償と呼んでるんですけども、どうしても工事に起因して近隣の家屋とか工事の振動とかで家にちょっとひびが入ったとか、工事を起因に御迷惑をお掛けした分に対する補償が300万、続きまして、地盤改良補償といいまして、区画整理事業、宅地にして土地をお返りするんですけども、宅地をお返りする際に地盤の支持力といいますか、主に建物を建てられて、今後住まわれるわけなんですけれども、その建物を建てるために必要なその土地の堅さといいますか家を支持する力というのが決まってるんですけども、これがお返しをする前に計測するんですけども、これが不足した場合にはある程度ちゃんと家が建つような土地になるように地盤を改良するというようなことをやっております。これ補償費の方から支出しております。こちら140万円、合計で5,017万円ということで計上しております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方いらっしゃいませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

4の共済費の公務災害補償基金負担金は保険費だろうと思いますけれども、実際のところその公務災害があつてるのかどうか教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

お答えいたします。公務災害にあたる事故は発生しておりません。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今28年度決算なので28年度のことかと思ひますけれども、ここ5年間くらい発生してないかどうか、分かつてたら教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

現在私たちが把握している限りでは、この5年間につきましてはこの区画特会に掛かる人件費の中での公務災害というのは発生しておりません。

○委員長（西岡克之委員）

他に歳出全般で質疑のある方いらっしゃいませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

他の議員もちょっと言われました15節の工事請負費で付帯工事ということで、ちょっと戻りますけども、この付帯工事というのは、本当はあくまでもこの区画整理事業に関わつて別に掛かる工事という形で、ですからこの部分については国の補助や県の補助はもう入らない、単なる一般財源からもち出したというふうな形で捉えていいんですか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

御指摘のとおりです。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

その付帯工事というのが、先ほど木の伐採だとか事務所のいろいろな設備だとか、そ

れは分かるんですけど、付帯工事というか別に掛かってる費用だというところで、先ほど道ノ尾駅付近の何か改良というふうな部分も出ましたけども、これは既に終わったことですから付帯工事になるんでしょうけど、この付帯工事の範囲といたしますか、例えば、事業をしてどこかが崩れたというふうなそういう場合は、これはその事業に係る事業、工事に掛かる費用かもしれませんが、本来ならば何か崩れた場合の補修というのは、総体事業費の中に入ってないわけですね。そうなるそれは付帯工事でせんばいかんという形になるんでしょうか。ちょっとそこら辺分かれれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

この付帯工事費、確かにちょっと分かりにくいところはあろうかと思いますが、町の方といたしましては、例えば緊急に発生したとか、維持管理的なものとか、比較的軽微なもの、どうしても町の予算自体も100万とか200万とかそういったことで何らかの措置ができるもの、また県の方も何かこうあった時に、すぐ現場に業者がおられて動けばいいんですけどもなかなかちょっとタイミング的に合わないとかそうした場合もあります。そういった時に、もう町の方で少額の工事でぱっと草も切ったりとか、維持管理的、緊急的なものというような形で捉えて、確かにこの点につきましては全体の高田南の事業費というのには入っておりません。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今あなたが言われたけども、ちょっと記憶にあるのが2年ぐらい前かな、トンネルから出て中学校に上って行って左側の法面があって、ちょっと急な脇道入る、団地に入る道があって、あれはじゃあどちらの方でやったのか、そこんとこ確認のために。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

お尋ねの工事につきましては、高田中学校側の方にトンネルを出て向かって左手側、団地の中に入っていく区画道路かと思うんですけども、あれについてはもう高田南の方の工事に起因してのクラック等がありますので、あれは高田南の方で予算措置をして工事を行っております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そういう場合は、国や県の補助は付くわけですか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

今回少なくとも2年前に発生した工事につきましては、補助は付きません。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

全体的な部分からですけど今年度で事業ベースで86.5%、243億の経費があがってるわけです。今いろんな話の中からPFIとかいう話が随分出てきてますけど、これについての予算措置が28年度は全くあってないような感じがするんですけど、今後のPFIについては今どういう状況なのか分かってる範囲でお知らせをいただきたい。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

御質問の件についてお答えいたします。まず28年度の予算の中で、このPFI関連、予算の計上がなされていないのではないかという話だったんですけども、個別の委託の発注名等出てきませんが高田南の県委託料、この測量試験費の中でPFI事業の導入可能性調査というものを発注しております、ちょっとこの決算書から直接見えてこないんですけども、調査自体は28年度予算で1件行っております。28年度分です。今後の見通しについてなんですけれども、導入可能性調査をもとに庁舎内で検討を行っているような状況でございまして、その発注に当たって町が実際、今回のPFI事業自体はできるだけ短期間複数年度の中で一気に予算措置を行って工事を早めに竣工させたいということなんですけれども、その財政的な負担を町が実際できるのか、導入可能性調査をやってPFI事業のメリットが出ただけけれども、町がその財政負担に耐えられるのかということにつきまして、現在、財政の担当課と協議を行わせていただいているような状況です。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

先ほど言ったように事業ベースで86.5だけど、実質は道路で53、宅地で56と、ものすごく低いパーセンテージですよ。これは平成32年までの事業であるということであれば、これはもう不可能な数字になってくる。この辺はちょっと部長の方から少し今後の考え方というのをやっぱり聞いとかなないと、このPFIというのがよく一般質問とかいろんなところへ出てきて、それをみんな期待して早急に終わるといった感じを持ってらるんですけど、基本的にファイナンスだから、これは時間的にすごく私は掛かるし準備も掛かると思ってます。だからその辺の今後の考え方というのをやはりある程度しっかりしとかなないと、平成32年どころかこれからいくと平成40年ぐらいまで掛かる

ような、今の財政の形でいけばね。そうするともう住民の方も耐えられない。そういう分についてのことと、あと道の尾公園の扱いをどういうふうな形で今後考えていくのか、みんなカットしてしまっていくのか、その辺について2つお尋ねします。

○委員長（西岡克之委員）

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

まず事業の進捗具合ですけれども、一般質問の方でも答弁させていただきましたけれども、今のペースでいきますと平成32年度の完成は非常に厳しいのではないかとというふうに町全体で今見込んでおります。これが一体どれぐらいになるのかと言いますと、今検討しております民間資金活力を生かした発注方式、一括発注方式によることでその事業年度を縮めることはできないか、32年に終われなくても事業を伸ばすのを数年に留めれないかというふうに今検討しておりますけれども、やはり役場の財政がそれに耐え得るかどうか、そこを今検討しているところでございます。このままそういう民間資金の活力を使わずに現状のままいきますと、補助対象事業自体はだいたい進んでますけど、それ以外の部分で町単独で今後やっていかなければいけない事業費も相当残ってきますので、今のままの事業費をずっと継続するというのは多分難しいんじゃないかなと思いますので、このままそういう資金を活用しないでやっていきますと、単純に今ここ数年7億から10億程度の事業費推移してきてますけども、今後その事業費を確保していくのは非常に厳しいのではないかとというふうに考えておりますので、相当年数、今後掛かってくるんじゃないかというふうに考えておりますので、まずはいわゆるPFI等を念頭に事業を進めたいということを検討しております。また道の尾公園につきましてですけれども、現在町、県の方で検討しておりますのは、道の尾公園を宅地に造成しまして、今現在保留地に充てられてますので、保留地として売却できないかというのを考えております。その保留地の売却とあわせて一括施工というのがセットになるんじゃないかと我々考えて、昨年度、可能性調査を実施させていただいたところです。今後、今現在県の方、事業実施計画の見直しを行っておりますので、その実施計画の見直しの中では、道の尾公園の部分を切り取ることが出来ないかということも含めて、今実施計画の見直しを進めてるところです。今後、早ければ今年度、住民説明会等を開催してその辺を明らかにして、事業実施計画の変更等を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

内容はいくらか分かるんですけど、PFIが必ずうまくいくかと言うと、やはりデベロッパーが要はその利益がないとやらないわけですから、そういうの見越しながらずっと想定してやっていかんといかんと思うんですよ。その辺のプロジェクトというか、

そういう事業プロジェクトを作ってやらないと、今さっき申し上げたように総事業費が283億1,000万の86%という事業ペースだけど、全くさっき言ったように道路とこれは50何%、金額からいったらそのまま計算すると、やっぱり約100億ぐらいのお金が出てくる可能性があるんです。数字とすれば。直接これを掛算をしていくと、ただその経費がなかなかつかめないもんだから、もうPFIでやるという決定的な感覚をやっぱり持ってやらないと、こっちでもいいかな、こっちでもいいかなというふうな安易な考えでは僕は事業進まない、その辺の考え方をもう少ししっかり話をちょっとしてもらっていいですか。

○委員長（西岡克之委員）

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

今の検討の中では、相当PFIで出来るんじゃないかというところなんです。昨年度来、可能性調査等やってますけれども、PFIの出来る可能性は高いと我々は踏んでおります。1番の問題はやはりそこに対して町の財政がついていききるかどうか、そのところを今詳細に詰めているところでございます。やはりそこがはっきりしないとPFIでいきますと、まだ決定はできない段階でおります。勿論その辺りがOKになってきますと、我々はPFIで正式に進めていきたいというところで本格的に動き出したいと思っておりますけれども、仮にそういう動き出しをしたとしても、民間事業者がそこで手を挙げてくれる事業者がいらっしゃるかかどうかというのはまだ次のステップの段階にありますので、委員ご懸念の通り相当難しい部分はあるかと思っておりますけれども、今現在は我々はPFIでいこうと進めておりますし、それに対して町の財政が大丈夫かどうかというところの検討を行っている、そういう段階でございます。以上でございます。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

これは想定だけど、要はPFIをもしそれで確実にやったとしても、要は事務事業とかそういうのをするのに大体2年からもうちょっと掛かると思うんですよ。そして施工まですると少なくともやっぱり5年ぐらい掛かると思うんだけど、現在の32年、住民に対してどういう説明をしますか。その内容は私たちもよく分かるんです。うちの行政も財政力もそんなに高くないし金もないし、そしてそのデベロッパーの方々も民間で結局利益が出ないと出てこないし、そういう中でどうやって地域の方達をその説明をして納得をさせるかというのは、これは大変なことだと思うんです。その辺を十分に考えていかんと思うんですけど、先ほど説明会をされるような話だったけど、そういうのを含めて住民にどうやって理解をいただくかということを考えとかんといかん。その辺についてはどうですか。年月と金額については、まず今はちょっと言えんだろうということは私も想定していますけど。

○委員長（西岡克之委員）

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

今、高田の事業所の方に実施計画の見直しをお願いしてるというお話をしてますけども、その案が出来てきましたらある程度年数等その年数をはっきりさせたところで、説明会等開かさせていただくような形になろうかと思えます。早ければ今年度、遅くとも来年度には説明会を開かなければならないと思っています。説明会の折には真摯に今の現状を説明いたしまして、何とか御理解をいただくように努力していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

私は一般質問もさせていただいたところでございますけれども、今言われたように、町の財政は厳しいわけですね。町の財政がついていくかどうか大きな課題かというふうに思います。そうしたときに一般質問の中でも、縮小を含めた見直しをと言ったら、やっぱりそれも難しいということと言われたかと思うんですけれども、やはり何らか削減していかないと、何年度までもできないという状態になるのではないかと思うんですが、民間活力が見込みがあるという、今の中では、お話と理解していいものか、その辺りを再度お願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

民間活力につきましては、昨年度、可能性調査を行っておりますけれども、今の段階では確定的なことは言えませんが、可能性は十分にあるのではないかと、それは我々の方がそういう感触を掴んでおります。しかしながら実際詳細を詰めてみないと、こればかりは分からないというところもございますので、今の段階では、我々としたらPFIの方で進めていけるんじゃないかというふうに踏んだ形で、手続を今後進めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では進捗率のところでお伺いしたいんですけれども、26年度と27年度は、進捗率が50.1が52.4、54.4が56.2とちょっと上がってるんですが、27年度から28年度は52.4が53.5、56.2が56.8とあんまり率的には進んでないと思うんですが、28年度から高田南に力を入れるというふうに言われたように理解してるんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

お答えいたします。今の道路築造並びに宅地造成、それぞれの進捗率についての御質問かと思えますけれども、確かに率だけ見るとなかなかぐっと進むことはないんですが、進んでちょっと足踏みをということは確かに数字の上では出てくるんですが、これについてはその年その年にどんな工事をするかというところでどうしても変わってきます。

28年度については、土工事とか山切りの工事がメインになっておりますので、この辺りはどうしても道路がちゃんときれいにできてこれだけちゃんと通れるよ、供用開始ができるよ、宅地はこれだけ返したよ、というところまでいかないとちょっと率の方が上がってきませんので、そういう内容ということで今年度については御理解いただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

場所によって違うということで理解したいと思えますけれども、これぐらいの進みだと100に行くにはかなり先ほども言われたように相当年数が掛かるのではないかと思いますが、そのお金が見込めれば一気に進むことも可能なかどうか教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

場所で違うと言うよりも工事の内容、その年何の工事をするかというところが一番大きいのかなとは思えます。お尋ねのとおり予算がつけば進むのかということですが、確かに極端な話、もうあと必要なお金が全部つけばそれで一気に進むということは理屈の話ですけれども、出てくると思えます。ただ実際どれだけ予算がその年つくか、その年どんな工事ができるか、そういったところで総合的に見て、その年結局どれだけ率が上がりますよというのは出てくるんですけれども、そういった内容でございます。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

お金があれば人的なものも含めて進むというふうに理解したらいいんですか。お金だけが今、進まない原因になってるよというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

お金がネックになっていることはもう間違いありません。でも細かい話までしだせば、

ただ大きな予算が1年ボンとついて、じゃあ一気にその予算を1年で消化できるのかという問題もあって、それで伸びてくる可能性もありますし、今回のちょっと1件繰越であげてますけども、やっぱりどうしても事業を進めていって始めて地元の方とか問題が出てくるといいう可能性もありますので、そこまではやっぱり考慮に入れながらなんですけれども、予算が1番のウエイトが大きいというのは間違いないところです。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑はありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先ほど今後の見通しの件が質問されて、私も決算時期なんで同じような質問といたしますか、先ほどの質問の中でちょっと聞きたいことがいくつか出たんでそれをお伺いしたいと思います。まず、今PFIについては担当部局としては導入可能性が十分にあるというふうに答えて、その財政が町が負担できるかどうかというふうなところを協議しているということでは言われました。お答えできるならば、その担当部局が今考えている町の負担の金額、PFIを導入するにあたってどれくらい必要なのかというのが出てれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

ちょっと答えづらい質問でございますけれども、その金額ということは、おおかた残事業、単純に言えば要はここを終わらせるために残事業というのを今、高田南の方ではじいております。これを何年ブロックで工事を終わらせるかというやり方と、5年ぐらいで一気に終わらせよう、例えばこれは後15年掛けて終わらせよう、同じ事業の中です。そうすると長くなればなるほど諸経費とか、そういったところが絡んできますので、かなり事業費は膨らんでいきます。それを一気に5年とか6年とか終わらせると、当然そこには、工事費を払うお金というのがぐっと膨らんでいきます。こういったところもおおかた残事業からは、その金額というのにはじいておりますけれども、現在、そちらのPFIの導入可能性調査の中で、ある程度試算をしておりますけれども、まだこれは皆様の方にお伝えできるようなものではないんです。ただし今後、県の方でお願いしてるアドバイザー契約とか、ちょっと突っ込んだところの、今度コンサルの方に委託をしておおかたスケジュール的なものができてきて、実計の見直しとか、そういった時にはある程度お答えできるのではないかなと思うんですけども、今現在で1年幾らというのは、ちょっとまだここで言えるような資料ではございませんので御勘弁願いたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そういう事情であればもうお聞きませんが、ただ、住民の方には今年度中には説明したいというふうに言われてるわけですが、早ければ。遅くとも来年度中にはと。議会で説明できる時期というのはいつ頃か、お分かりになれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

先ほど部長の方がお答えしたと思いますけれども、住民説明会、今年度とかそういったところでできればいいかなと思ってますけれども、今、PFI一括土工、そういったところに持ち込むためには、まだ補助金取れるところがないかなとか、この区画はどうかなとか、あと今現在、通称道の尾公園というところが今の計画では山のままになってるんです。これを保留地の金額で誰か買ってもらえればそのまま売りたいんですけども、山を宅地なみの金額で買ってくれるという人は、多分見つからないだろうと。今の事業費のネックというのが、要は町がどれだけ単独費を入れられるかということに係ってきます。これは保留地を売らないと事業費に充てられる金がないと、だから、今の道の尾公園と言われる所の山林の部分、これを何とかお金につなげたいんです。だからそれもひっくるめたところで、事業計画の見直し、それと地区界、旧三千隠線、道の尾水源地から高田中学校に上がって行く旧道の所が大体区画整理の区域なんです。その横に、以前3Dか何かで見せて説明させたかと思えますけれども、あの反対側の斜面の所、ここも崩壊しないようなところで何とか造成協力をとか、そういったところまで、もう一気に仕上げたいと思ってますので、そういったところの資料ができないと住民説明会とかそういったところ、なかなか難しいだろうと。途中経過で説明できればいいんですけども、そうじゃなくて完成形の形を皆様に説明して、だいたい今のこの計画でいけばいつ頃終わる予定ですよというところで、住民の皆さんに安心していただきたい、そう思ってます。だから、次、説明会をする時にはある程度最後の形が出来たようなところで説明をしたいと思うんです。施工期間も含めてそのように考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。議会の方に説明する機会というのは、多分予算が上がった時に説明できるか、まず1点がです。契約をした時にできるか。この時にPFIとかこういったところに予算措置がほぼないんです。であれば、全員協議会とかそういったところに現在の過程の報告みたいな形で先に御説明をしたいなと思ってるんです。だから何かそういった機会があつて、議会の皆様の方に御説明できる機会があればそちらの方がいいかなと考えてますけれども。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私が聞きたいのは、端的に言えばもうこの区画整理事業はPFI頼みになってる状況じゃないかなと、先ほどの説明にもありましたようにこれが出来なかつたら、部長は、

もう補助対象外になって町の単独事業でやっていかんばいかんというふうな中身を言われました。P F I が本当にこの最後の命綱ではないかなと。導入でその可能性は十分にあると言いながらも、いつまでにするのかというその展望もまた見えてこない。それじゃあ町の財政が出せるかどうかという判断をしますよと、それは今試算してますけども金額的には今言えませんと言うけど、じゃあP F I の事業をいつまでにやっぱり完成形に持ってきますよと、契約というかそういうところが全く見えてこないんですよ。今も、そういう予算ができれば、契約ができればという話、じゃあいつまでにしたいという思いがあるのかなと。今の答弁だと非常にそこら辺がまだまだ見えてこないんで、そこもまだやっぱり町の財政の問題も含めて検討せんばいかんでしょうけども、この事業はもうそこにしかないんじゃないかなと、事業を完成させるには、というふうな思いがあると思うんです。そこをやりたいという気持ちがあるからいつまでにこれは絶対やってこういうふうにやりますよというふうなお答えができないのかなというふうなちょっと思って質問をしてるんですけどもいかがでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

私の説明がちょっと至らないところがあったのでちょっと勘違いされている部分もあるかもしれませんが、P F I でやらなければ補助対象事業じゃなくなるとかそういうのではなくて、今後、補助事業が全部終わってしまっただけで将来的に単独の部分だけが残ってしまうかも知れんと、そういうことでございます。それで我々としては、一括施工をすることによって相当事業期間を短縮できるという思いがございましてP F I のお話をさせていただいてますけども、P F I 事業が一番有効ではないかと、町の財政にとっても一番有効じゃないかということで、そういう選択肢を今第一に掲げて進めさせていただいております。事業の見込は、今検討中ですのでいつまでにというのははっきり申すことは今できませんけれども、我々もある程度、目標をもってもちろん検討はさせていただいております。その中で我々としては、今年度、来年度中には事業手法を明らかにはっきり決めてしまいたい。できれば今年度決めていきたいんですけども、まだ相当検討事項もありますので、今年度、来年度までに決めたいとちょっと時間が遅いかもありませんけど、今年度中には何とか担当部局では決めたいというスケジュールで、今、財政部局とも検討しておりますし、早ければ今年度住民説明会をしたいというのも事業手法を早く今年度できれば決めて、そこで皆さんにお示したいという思いで、そういうスケジュールで今動いているところでございます。あくまでも我々の希望とそういうスケジュール感を持ってやっているとございましてけれども、まだ財政とその他も協議事項がございまして、はっきり明確にちょっと言えないのは心苦しくはございますけども、我々担当部局としては、できれば今年度中に住民説明会まで持っていきたいというスケジュール感を持ってやらせていただいております。以上でございます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

配っていただいた資料でちょっとお伺いしたいと思います。残高は分かりました、事業債の残高です。今回改めて決算書を見る中で、ちょっと全体に係りますけど、歳出の部分で公債費はあるんですよね、歳出で当然この事業債の返還はあるんです。しかし、歳入で起債はないんですよね、起債の項目が歳入で。事業費の中で想定されるのは、一般財源で起債をした部分をこの特別会計で返済してるというふうな形、一般財源の一般会計繰入金の中に、この起債の部分があるからこれで返してるというふうな会計の方法なんですかね。ちょっとそこら辺を改めて、ずっと長く審査してきて申し訳ない、今頃なんですけどもちょっとその辺を教えてくださいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

お答えいたします。地域開発事業債ですけれども、こちらにつきましては特別会計で借入をして原則としては特別会計で返済をしております。そういう予算になります。まず1点目、歳入の方に計上してないんじゃないかという話ですけれども、これについては、28年度借入をしておりますので載ってきていないという状況です。繰出の話もちょっと絡めてありましたけれども、その返済のための公債費の財源を一般会計から繰入れている関係で、そういった一般会計とのやりとりが出てきているような状況です。

以上です。

○委員長（西岡克之委員）

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ただいま議題となっています議案第66号について反対の討論をしたいと思います。審査の中で、この事業そのものが非常に大きな問題を抱えた事業だったというのが改めて分かりました。この事業の進捗を進める上では本当に審査の中でも質疑の中でも言いましたように、このPFIがもう本当に頼みの綱になっている状況のように思います。これがなければ、先ほども部長が言われましたように、いよいよ町の単独事業で工事を進めていかなければ、最終的にはですね、そういう事業になりかねないということで、この部分でも町の財源を非常にこのPFIがなければ町の財源を非常に大きく使わなければならないというふうな状況になっております。PFIの件も今年度か来年度中には

というふうな話をされてましたけども、まだまだその現状が本当にできるとはつきり言えた状況ではないというふうに感じておりました。私も、一般質問で同僚議員からありましたように、この事業のやはり一定の大きな見直し、場合によっては凍結も検討しながらこの事業を進めていくべきではないかというふうに思います。そういう意味では、今回の決算認定についても認められないという立場から反対の討論といたします。

○委員長（西岡克之委員）

次に賛成討論ありませんか。

次に反対討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出の決算の認定についての件の採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

起立多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で13時から次に移りたいと思います。よろしくをお願いします。

（休憩 11時36分～13時00分）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

平成29年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第57号平成29年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

それでは議案第57号平成29年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書により御説明させていただきます。先に介護保険事業勘定の歳入からということで、6ページ7ページをお願いいたします。4款1項支払基金交付金2目地域支援事業支援交付金は、共に平成28年度の実績による交付金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付分になります。7款繰入金3項1目介護サービス事業勘定繰入金は、介護サービス事業勘定の繰越金から第5期計画時の剰余相当分を保険事業勘定へ繰入するものでございます。8款繰越金は平成28年度決算に伴う繰越金が確定したことによるもので、決算書にもありましており歳入歳出差引残高から第5期計画時の剰余分を介護給付費準備基金へ積立金を差引いた額ということで計上させていただいております。次に歳出でございます。10ページ11ページをお願いいたします。3款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費1目地域包括支援センター運営費3節職員手当等の退職手当につきましては職員に係る分でございます。2目総合

相談事業費の4節共済費社会保険料は訪問看護師に係る分になります。7目認知症総合支援事業費の8節報償費は、認知症初期集中支援チーム検討委員会の立ち上げに係るための事前協議に係る委員6名分の謝礼を計上させていただいております。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金でございます。平成28年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績に対する国県の負担金、交付金、社会保険診療報酬支払基金からの支払基金交付金の確定に伴う返還金になります。7款1項1目予備費につきましては、歳入の補正額から歳出の3款6款の補正額を差引いた額を予備費として追加で計上しております。

続きまして介護サービス事業勘定になります。18ページ19ページをお願いいたします。歳入、2款1項1目繰越金は平成28年度の決算に伴う繰越金が確定したことによるものでございます。次に歳出ですが、22ページ23ページをお願いいたします。2款諸支出金1項繰出金1目保険事業勘定繰出金は、先ほど保険事業勘定の歳入で説明させていただきましたが、介護サービス事業勘定の繰越金のうち第5期計画時の剰余相当分を保険事業勘定へ繰出すものになります。3款1項1目予備費につきましては、今回の歳入補正額から歳出の2款補正額を差し引いた額を予備費として追加するものでございます。最後に24ページから27ページにつきましては、今回の補正に係る給与費明細になりますので、よろしくをお願いいたします。以上が補正予算（第1号）の主な内容になります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりました。

それでは歳入歳出、サービス事業勘定まで一緒に、項目少ないので審議をしていきたいと思っております。皆さんの質疑がある方どうぞ。挙手の上、質疑をして下さい。

安部委員。

○委員（安部都委員）

11ページをお聞きいたします。歳出の分なんですけれども、認知症初期集中支援チーム検討委員会なんです、これについては6名の委員の謝礼というところであろうかと思っておりますけれども、今後、この認知症チーム検討委員会の内訳といたしまして、どういうふうな形でいかれるのか、そして何回ぐらいその会があるのか、お答え下さい。

○委員長（西岡克之委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

こちらの報償費につきまして、認知症初期集中支援チーム検討委員会準備会ということで、まず、こちらの方、支援チーム検討委員会を立ち上げる前に、予備的に委員構成等を含めた形の検討をする会ということを事前に計画しております、人数的には募集対象者が6名、全体の名簿的には支給されない方が1名含まれますので7名ということになります。構成の内訳といたしましては、医療関係、西彼杵医師会が2名、それと介

護関係ということでケアマネと介護事業所、それと保健所が報償対象外の方です。それと地域住民代表ということで民生委員の方1名をお願いして、全員で7名ということでお願いしております。この方でまず3回ほど会議をいたしまして、検討委員会のメンバーをどういった形で人数を含めて、今現在、規則では20名以内ということで考えておりますけれども、あとは職種等含めて、この場で検討していただくということで、検討準備会については3回ということで計画しております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

検討委員会というところで分かりました。それはいつ頃からどのようにいつまでされるのか。お答え下さい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

認知症初期集中支援チーム検討委員会につきましては、初期集中支援チームを今年度中に立上げるように計画をしておりますので、それに向かってということで、準備会につきましては、今年中ということで12月までに3回、10月から1回を、まず初回を始めまして、10月11月12月ということで、それぞれ1回ずつということで計3回を予定しております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

同じくその準備委員会のところなんですけれども、所管ももちろん入られるのかというふうに思うんですけれども、初期集中支援チーム検討委員会自体をどんな形でしようと考えておられるのか教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

既に県内では数市町、既に設置してる団体もあるんですけれども、本町につきましてはまだまだ全くのゼロということですので、まずはこの準備会委員で初期集中支援チームを直営でやるのか委託でやるのか等もございますので、まずは検討委員会の委員をどういった形でどういった職種まで広げたら集中支援チームの運用がうまくいくのかという論議をしたいと思っておりますので、まずはこの準備会が開催してから今後の初期集中支援チームの方向性については考えていきたいと思っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

方向性は考えていくということではございますけれども、既に始めてるところも、たくさんおありかというふうに思います。その中で所管として考えてることというのはないんですか。委員会の中でゼロから始めるということでしょうか。お伺いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

現在、初期集中支援チームにつきましては、直営で行っているところ、委託で行っているところございます。本町につきましては、委託と直営を含めてゼロからまずは情報の共通認識を図って、それから協議を重ねていきたいと考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ゼロからということで理解しましたが、準備委員会の委員は何を基準に選ばれたのか、医師会は医師会で2名どうぞ、ケアマネは2名どうぞ、と事業所に振って選出をさせていただいたのかお伺いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

準備委員会の構成ですけれども、こちらにつきましては検討準備会の委員をコア的存在に捉えておまして、この方を中心に検討委員会を構成したいということで準備会を考えてきました。その結果、まず医療というのが大事な問題となりますので、医師会の方に2名ということで、こちらにつきましてはサポート医ということで研修を受けられた方をお願いしております。介護関係につきましては、事業所、ケアマネということで職種が違ってまいりますので、それぞれ1名ずつというふうに考えております。あとは、こちらのほう地域住民とのかかわりがどうしても強くなってくると思っておりますので民生委員の方を1名ということで準備会については考えて構成しております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

構成は分かったので、ケアマネも町内にたくさんいらっしゃると思うし、介護事業所もたくさんあると思うんです。その中で選ぶのに町が指名したのか、何かケアマネ協会か何かある中で選んでいただいたのか、そこを教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今のケアマネの代表者の件につきましては、ケアマネ協の長与支部の会長に会の方から選出してほしいということをお願いをしまして、現在、副会長の方を選出ということで推薦が上がっております。訪問看護につきましては事業所が2つしかございませんので、こちらについては町の方から指定させていただきました。こちらにつきましては訪問看護ステーションコスモスの方をお願いしております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じところなんですけれども、準備委員会の7名というのは、今後、認知症初期集中チームの20名にこの方たちを中心として入れるものなのか、また新たに20名発足するのか、その辺りをお聞かせ下さい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

認知症初期集中支援チームにつきましては、また別問題になりますけれども、あくまでもこれにつきましては、検討委員20名ということで、現在準備会の7名につきましては、この方をコアメンバーということで考えております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

関連しますけど、そもそもこの認知症初期集中支援チームというのが、どういう事業を行っていくのか、今後の介護保険事業の中でどういう役割を果たしていくのかと、その目的そのものを認識不足で申し訳ないんですけど、そこをちょっと、これをやることによってどういう効果があるのかを含めて、お願いしたいというふうに思います。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

認知症初期集中支援チームといいますのは、地域の方で認知症である方、あるいは疑いのある方で現在のところ認知症の確定診断を受けていない者とか、適切な医療や介護サービスにつながっていない者、あるいはつながっていたけども中断してしまっている者ということで、認知症に関して地域での対応に困難な方を対象に、認知症集中支援チームというチーム員がその方たちの訪問や指導を通して適切な医療や介護につながるための短期集中的な支援をするという制度であります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうすると、今からこういう対象になる人達は抽出されていくと。おおよそ今どれくらいの方がそういう対象なのかという部分があるものなのかですね。それと、既に効果の方はそういうことをすることで介護予防につながったりという効果があるというふうに思うんですけども、既に設置されている自治体があるということですが、そこでの効果なりがちよっと具体的にあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

長崎市が28年の10月からのモデル的に実施を開始したということで、長崎市は包括支援センターが20か所あるんですけども、その内の10か所についてこの初期集中支援チームを開始したというふうに聞きまして、そちらの実績を伺いましたところ、まずは各包括支援センターから、既に地域包括支援センターが係わっていたけれども対応に苦慮していたケースについて1事例ずつ対象の方をピックアップして、その方達に対して初期集中支援チームが対応にあたりまして、訪問指導であるとか、あるいは鑑別診断につながるまでの働きかけをして、適切な診断を受け、それから治療を開始したであるとか、または適切な介護のサービスにつながるための支援をしてサービスにつなげたというような事例が、各包括で1事例ずつ実施をしたということを実績で伺っております。初期集中支援チームというのは、係わってほしい半年以内にそういう結果をつなげるように集中的に係わる活動するというふうにまとめられています。1包括から1事例ずつ出したということで、長崎市で去年10包括で10事例実施したというふうに伺っております。町の対象人数については把握しておりません。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今の御回答ではもう既に認知症と分かっている方達ではなくて、認知症予備軍に対する医療につなげる、判断して医療につなげるというところでよろしいんですか。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

予備軍の方も含めまして、まだ診断を受けてない方、あるいは診断を受けていても適切な治療や介護サービスにつながっていない方達に対して、適切なサービスにつながるように集中的に支援をするという活動です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

そのところが非常に判断が難しいと思うんです。例えば本人は認知症になってるなんて意識をしないわけですよ、それを御家族が発見して、おかしいなと思ったらそこで医療につなげるとか、そういうふうな包括に相談したりするんでしょうけれども、その辺りがちょっと見えてこないと思うんです、今から先どのようにつけていくか。その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

そのために認知症初期集中支援チームというものは、まず認知症サポート医という認知症の専門のドクターと介護職とそれから医療職の専門職、例えば看護師であるとか社会福祉士であるとか、このような職種の方が3人1チームになって訪問であるとか指導を行う。それから確定診断につなげるまでの働き掛けや掛かりつけ医との連携を行うなどの専門的な活動を行うことで、今まで処遇困難であったケースの方を適切なサービス治療につなげるための働きをするような活動をします。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、少し分かりましたけども、費用弁償なんかも上程されましたよね。費用というのは出てきたですね。そしたらそのあと、今度は本人というか何かそういうことやって後のいろんなこの費用というか何かまた発生してくるのか。この委員達は費用弁償というのははっきり出てますから分かるわけですけど、その他これに付随してそういう活動をするによって何かまたこういう費用が発生しますとか、そういうのにまた今後予算とか出てくるのか。そのところよろしくお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

報酬につきましては、今現在この補正で上げてるのは準備会の分ということで、今後検討委員会が立ち上がりますと検討委員会委員に係る報酬等が発生します。それから認知症初期集中支援チームというものを現在、直営なのか委託なのかということで検討してるんですけども、当初予算において委託料ということで現在計上させていただいておりますので、今後の見込については特に費用発生は考えられないとは考えております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ではこの関係については、総務委員会の方で費用弁償なんかも上がってきて上程されたけども、それ以外には付帯というか付属というか、それをするによって費用とい

うのは発生しないということですか。委託するなら委託するでまた費用が掛かってくるような気がするんだけど、そういう点では、今度一步進んで動き出した時にどういう費用なんかがこれぐらい年間通して必要とかいう新しい予算構成の中で出てくるような気がするんだけど、そういう点はどうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

初期集中支援チームを先ほど委託もしくは直営というふうに言いましたけれども、経費的には、今現在初期集中支援チームにつきましては委託料ということで150万円、当初予算で計上させていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

それ以後はずっと継続してそれぐらいの金額で、毎年プラスα出ないということではないということですか。私が聞いているのは、それ以後活動しだしてからあくまでもその範囲内でいいんですよということでもいいのかどうかを聞いているわけです。今度は活動し出してから、その150万なら150万の今の委託料で推移していきます、プラスありません、それでいいんですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今回当初予算に計上させていただいております金額につきましては、概算ということで計上させていただいてるんですけども、実際に検討委員会でこちらの方で協議した内容によっては金額が変わるかと思えますけれども、まず直営で行う場合はまたそれに伴う経費が発生しますし、委託料につきましても概算ですので契約の段階でまた変わってくるかと思えます。今後につきましても、認知症の方のサポートする人数等も変われば人的に経費等も変わる可能性もございますので、次年度以降につきましては変化が出てくるかと思っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

もう少し関連してお伺いしたいと思いますけども、この流れがもう少しよくまだ掴めてないんですけども、この支援チーム検討委員会で、この人が対象者だと確定した場合、その人にその訪問活動をしようという形になって、それを医療か介護かにつなげていくというふうな取組のような感じがするんですけども、先ほども同僚議員から出たように、この認知症という自覚という問題も含めてですけど家族がおれば病院に行って診断

がちゃんと受けられたりだとかというのがあると思うんですが、なかなか独居だとかお互い御夫婦とも高齢者の場合なんかは、非常に判断がしにくい部分というか医療にも掛からない部分も可能性があるわけですね。そういう意味では、支援チームが訪ねて行ってそこで認知症の判断を下すことができるんですか。そこがよく分からない。この判断を下したらその人は認知症だというふうな診断が下りるのかなと。それは多分出来ないんじゃないかなという気がするんです、訪ねて行って。やはり医療機関に掛かることで認知症だというふうな判断ができる診断が出てくるのかなと。その方が、1つの事例ですけど、なかなか病院に行ったりだとかというのを固辞していくという部分があるわけですね、認知症の場合です。そういう部分も含めて対応をしていくというところの検討委員会、検討委員会の中でそれを協議していくというふうな形のものだと認識すればいいのかなと。だから医師達が訪ねて行ってこの診断が下すということが出来るものなのかどうなのか、そこが1つと、そういう部分も含めて対応していくという、これかなり時間が掛かるんじゃないかなと思うんです、1つの事例に対してですね。そういう部分もちょっとあるんじゃないかと思えますので、今どういうふうにやっていこうということがあれば、少しお示ししていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

まず独居ということで家族の方がいらっしゃらないということで、どういった見極めをとということですが、今回民生委員を準備会の委員ということでお願いしてはいるんですけども、民生委員が各地域を見守りをされてますのでそちらの方の情報提供、もしくは4月から地域包括ケアコーディネーターというのを2名配置しておりますので、そちらの方も各個人の家と相談があった場合に行っております。それと訪問看護師による訪問もございますので、こちらの方で気付いた点があればつなげるということになります。実際の認知症の診断というのは専門医療機関、認知症疾患センターとかそういった部分での専門の機関での判断ということになりますので、初期集中支援チーム自体ではそういった判断をせずに、そこの専門員の方に紹介したりとか、そういった形で次につなげるというふうな活動になるかと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

他の件で、7款の予備費で繰越額も含めてその精算した分が、10ページ11ページの予備費の中に組込まれてるというふうに見るんですけども、これはサービス勘定の方でもそうですよね、精算した残りを予備費に充当しているということで、予備費の使い道は当然予備費ですから一定他のところで不足したところに回せる部分があると思うんですけども、この予備費に集中してこの補正予算を組んだというのは、何か意図がある

ものなのか、単に該当する項目がなかったから予備費に組込んだのか、ちょっとそこら辺が説明あればと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今回の予備費の計上につきましては、給付費等の大幅な増減等も想定されるものもございますので、財源調整を含めて予備費ということで計上させていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

例年この1号補正ではそういう対応をしてたんでしたかね。今後の給付が増えてくるといけないからということで、予備費に充当していくというふうな形にしてたんでしたかね。ちょっとそこまで確認させていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

例年どおり、補正につきましては、繰越金につきましては予備費計上ということで、ここ数年対応させていただいております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号平成29年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で45分まで休みます。

（休憩 13時36分～13時44分）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

議案第65号平成28年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

それでは議案第65号平成28年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、事項別明細書より御説明させていただきます。まず決算の説明に入ります前に平成28年度の介護保険被保険者等の状況につきまして御説明させていただきます。先ほど資料を提出させていただいておりますけれども、介護保険被保険者数認定者数前年度比較表ということで、こちらの方ですけれども平成28年度末の65歳以上の第1号被保険者数は1万169人で、昨年度末より370人、約3.8%の増となっております。増加傾向にあります。長与町の人口は今約4万2,000人台を推移しておりますので、町民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という状況になっております。第1号被保険者のうち認定者数は1,756人、昨年度末より40人、約2.3%の増となっております。要介護認定者数は昨年より11名の減となる一方、要支援者数は51名の増となっております。また認定率は17.3%、昨年度末より0.2%の減となっております。ここ数年認定率は減少傾向にございますが、これは65歳人口の増加が大きく影響しており認定者数の推移を見ると依然として増加傾向にございます。

それでは決算書の説明に入らせていただきます。まずは保険事業勘定の歳入からということで14ページ15ページをお願いいたします。1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料の収入済額は6億8,753万9,380円で、前年度比で3,173万6,760円、4.8%の増となっております。収納率につきましては現年度が99.43%、0.05ポイントの増、滞納繰越分が30.23%、前年度比の5.92ポイントの増、介護保険料全体では98.27%、0.42ポイントの増となっております。なお、現年度分、滞納繰越分、不納欠損、収入未済等の内訳は先ほどの資料の1枚目の歳入の収納状況を御参照いただければと思っております。続きまして2款使用料及び手数料は督促手数料の1,049件分でございます。3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は介護給付費に対する国の負担分で、法定負担率は施設分が15%、その他分で20%になります。2項国庫補助金1目調整交付金、これにつきましては介護給付に係る交付金となっております。2目から4目及び6目は地域支援事業に係る交付金となっております。昨年度10月から新しい総合事業へと取組んでおり、4月から9月までの2次予防事業や1次予防事業など介護予防事業が10月以降は一般介護予防事業として整備されております。それぞれの法定負担率は、2目と4目が25%、3目と6目が39%となっております。次に16ページ17ページをお願いいたします。5目介護保険事業費補助金は介護報酬改定等に伴うシステム改修費に対する国の2分の1補助になります。4款1項支払基金交付金は社会保険診療報酬支払基金より交付される第2号被保険者負担分で、1目は介護給付費、次の18、19ページの2目は地域支援事業費分で、それぞれ法定負担比率は28%となっております。また過年度分につきましては前年度の実績により追加交付されたものになります。5款県支出金1項県負担金につきましては

も介護給付費に対する県の負担分で法定負担比率は、施設分17.5%、その他分12.5%となります。18ページから21ページの2項県補助金は地域支援事業分で、国費と同様に法定負担分で1目3目は12.5%、2目4目は19.5%の割合で交付されております。20ページから23ページの7款繰入金1項一般会計繰入金は、1目が介護給付費、2目3目6目7目は地域支援事業に対する町の法定負担分で、1目2目6目が12.5%、3目7目が19.5%の負担率となっております。22、23ページ、4目その他一般会計繰入金は事務費分の繰入金、5目は低所得者保険料軽減分繰入金となっております。8款繰越金は平成27年度決算によるものでございます。24ページ25ページをお願いいたします。9款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は1件分になります。2項町預貯金、町預金利子は介護保険特別会計の預金利子分になります。3項雑入1目第三者納付金は交通事故等の第三者行為に係る損害賠償分で1件分になっております。2目返納金は高額介護サービス費に係る返還金ということで2件分になっております。3目雑入は、めだか85事業実施時の参加者の材料代にかかる分を、また西彼福祉事務所から介護認定委託金として平成27年度の成年後見制度に伴う申請による手数料ということで、個人負担金をそれぞれ受けております。以上が介護保険事業の歳入になります。歳入済額の総額は28億6,769万4,401円で、前年度比1億1,363万5,548円、4.1%の増となっております。

次に歳出でございまして、26ページ27ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の主なものは、介護保険システム改修業務委託と介護保険システムリース料になります。前年度比で215万3,517円、18.2%の減となっております。2項徴収費1目賦課徴収費は前年度比で20万5,474円、6.3%の減となっております。続きまして28ページ29ページをお願いいたします。3項1目介護認定審査会費は認定審査会に係る経費で、主なものは認定審査会委員30人分の報酬になります。2目認定調査等費は介護保険専門員及び介護認定調査員の報酬及び主治医の意見書作成手数料が主なものとなっております。4項趣旨普及費は65歳到達者等への介護保険制度等を理解していただくためのパンフレットや昨年始めました総合事業に係るパンフレットの印刷費になります。30ページ31ページをお願いいたします。5項介護保険運営協議会費は、運営協議会の開催に伴う委員の報酬及び費用弁償になります。昨年度は3回開催をいたしております。2款保険給付費は、要介護認定者の方が利用された介護サービス費、要支援認定者の方が利用された介護予防サービス費の給付に伴う審査支払手数料となり、前年度比で2,567万6,821円、1.1%の減となっております。減の主な要因としてましては、要介護認定者が昨年より減となっていることや総合事業を10月から開始しておりますので、要支援者の利用されたサービスのうち通所介護、訪問介護分が給付費から地域支援事業へと移行されたことが考えられます。次に30ページから39ページが3款地域支援事業費になります。地域支援事業費は5,635万4,634円で前年度と比べて1,969万3,408円、前年度と比較して53.

7%の増となっております。ちなみに給付費から地域支援事業へと移行された分としては、3項介護予防生活支援サービス事業費1,720万6,634円がこれに当たっております。また新しい総合事業への移行により、例えば2次予防事業や1次予防事業などの介護予防事業が4月から9月まで、10月以降は一般介護予防事業として整理されるなど、事業区分が変わるだけで実際には具体的な実施内容については変わっておりません。利用者に配慮して前年と同じような内容で事業については行っております。1項介護予防事業1目介護予防、2次予防事業が基本チェックリストの送付に掛かる郵便料及びえんじょい貯筋教室に掛かる委託料が主なものでございます。32ページ33ページをお願いします。2目介護予防、1次予防事業で主なものは、主任介護支援専門員、主任ケアマネの報酬、それからめだか85及びサポーターポイント制度に係る社会福祉協議会への委託料、それからいきいきサロン18か所に対しての地域住民グループ支援事業補助金が主な支出となっております。2項包括的支援事業、任意事業は32ページから37ページにわたります。2目相談事業費は、主に窓口相談員3人分の報酬で各種窓口受付や介護制度の説明など年間6,089件と昨年度より330件の相談が増えております。4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は、主に主任ケアマネの報酬となっております。36ページ37ページをお願いします。6目任意事業費は、主なものとして認知症介護者リフレッシュの集い、脳トレ教室、配食サービスなどに掛かる委託料や扶助費として在宅介護者見舞金、家族介護用品支給を行っております。在宅介護者見舞金は40名ということで各3万円の見舞金を支払っております。家族介護用品支給は、要介護4、5の認定者を自宅で介護する町民税非課税世帯の家族8件に対しまして介護用品を7万5,000円を上限に支給しております。7目在宅医療、介護連携推進事業費は協議会の開催に伴う委員の報酬及び費用弁償、こちらについては2回分ということになります。続きまして38ページ39ページをお願いします。3項介護予防、生活支援サービス事業費は、要支援者の利用されたサービスのうち通所介護、訪問介護分が給付から地域支援事業へと移行された分になります。介護認定を受けずにサービスを利用されている方は13人となっております。4項介護予防生活支援サービス事業費は1項介護予防事業費の2次予防事業や1次予防事業が10月以降は一般介護予防事業として支出されております。40ページ41ページをお願いいたします。6款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金は、被保険者の死亡等による還付でございます。2目償還金は平成27年度交付額の確定に伴う返還金となっております。以上が介護保険事業の歳出でございます。歳出済額の総額は24億8,164万8,659円、前年度比で1,328万8,804円と0.5%の減となっております。

続きまして、介護サービス事業勘定で42ページ43ページをお願いいたします。この勘定は地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として行う要支援ケアプランや介護予防ケアマネジメントの作成に係る経費の勘定となっております。まず歳入ですが、1款サービス収入1項1目1節介護予防サービス計画費収入2,322万6,200

円、昨年度比で127万5,200円、5.8%の増となっております。内訳といたしましてはケアプラン作成4,827件に対する収入分ということで2,120万9,500円と介護予防ケアマネジメント作成439件分に対する収入ということで201万6,700円でございます。2款1項1目繰越金は平成27年度の決算によるもので3款諸収入は介護保険特別会計の預金利子となっております。歳入済の総額は3,491万4,888円で、昨年度比で253万4,307円、7.8%の増となっております。

次に歳出になりますが44ページ45ページをお願いいたします。1款事業費1項指定介護予防支援事業費で主なものは地域包括支援センター6人分の報酬やケアプラン1,240件分の作成委託料でございます。2項介護予防、日常生活支援総合事業は介護予防ケアマネジメント92件分の作成委託料となっております。46ページ47ページをお願いいたします。歳出支出済の総額は2,206万3,020円、昨年度比で137万811円、6.6%の増となっております。次に48ページをお願いいたします。実質収支に関する調書はそちらのとおりとなっております。保険事業勘定で6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額として1億6,953万2,000円を介護給付費等準備基金に積立てております。以上が介護保険特別会計の歳入歳出決算に関する内容となっております。主要な施策の成果に関する報告書等を添付しておりますので詳細については御参照いただければと思います。以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（西岡克之委員）

これから質疑を行います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

基本的なところで介護保険料、税と違って保険料の場合は、税ですと大体5年を過ぎると支払能力の問題もありましょうけども不納欠損になるというふうな記憶があるんです。保険料の場合は大体2年がそういう対象になっていくというふうにちょっと思ってたんですけども、過年度分も結構あるみたいなので、そこはどういうふうに判断されるのかその辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

滞納の保険料の時効につきましては、今現在2年ということになっておるんですけども、介護保険につきましては、滞納者につきましては他の税とも重なってる方もいらっしゃると思いますので、住民税や他の税と合わせて判断をしているところなんですけれども、介護保険料未納の場合給付制限ということで利用される方につきましては不利益を行う可能性がございますので、自主的に納付をされてる方も現在いらっしゃると思いますので、過年度分につきましては不納欠損以外、自主的に納められてる方はそのままということで

引き続き納付のお願いをしているところでございます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

自主的な判断でお願いしているというふうなところ、確かに言われる給付を受けられないという部分もあるかもしれませんが、そうすると最終的に23年度以前の未納分で17件ありますけども、ここで金額が1番多い方はどれくらいでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

滞納分につきましては、今現在収納推進課で収納しておりますので、こちらの方では分かりかねます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

分かりました。そうするとこの不納欠損は担当所管で対応するんですか。不納欠損が2件ありますけども、まず理由をお願いしたい。不納欠損2件、不納欠損した理由まずそこだけお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

不納欠損につきましては収納推進課で一定の判断をしまして、これでいいのかという合議はございます。その時の資料によりますと、今回介護保険料の不納欠損におきましては、死亡者が1名、生活困窮者が1名ということになっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

生活困窮者の場合、先ほど言うペナルティじゃないですけども介護給付を受けられなくなるという部分もあるわけですよね。困窮者の場合は違う形での支援ができてるのかなど、違う形というのは生活保護費の支給だとか、そういう対応ができてるのかなというふうに思うんですが、できているんでしょうか。そこら辺までは分からないですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

生活困窮者の助成ということですが、これにつきましては今の段階ないということになります。実際にサービスを利用される方が滞納者である場合、分納誓約という

形で制限を掛けずに利用をしていただいているという配慮をいたしております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうすると保険料の不納欠損はしたけども現状サービスを受けられてて、そのサービスについては今までどおり受けているという、今の答弁はそういう理由でしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

不納欠損につきましては、サービスの利用をする可能性がない方を不納欠損として落としておりますので、サービスを受けられる可能性がある人は不納欠損という形ではしておりませんで、引き続き滞納という区分で徴収の方にあっております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

すみません。今の表でちょっと分からないところがあるんですけど、不納欠損がゼロ件で26万4,800円、還付未済額もゼロ件で3,100円とありますけど、このゼロ件でというのはどんな意味ですか。

○委員長（西岡克之委員）

島係長。

○係長（島典明君）

件数の考え方は年度で1件とカウントしておりますので、期が1期でも残れば件数がゼロ件という形になります。例えば1期から10期までであった場合に、時効で1期から8期まで例えば落としたりとした場合は、9期、10期が残りますが、件数的には0件という形になります。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

そうすると不納欠損で全部を落とさないという理由はどこにあるのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

島係長。

○係長（島典明君）

例えば、先ほども申したように時効で2年時効が来た場合に、残り8期9期というのが納付期限が2月だったり3月だったりしますので、まだ時効を迎えてないという場合がありますので期が0件というふうにカウントされます。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

すみません。再度確認させていただきたいんですけど、そうすると時効は2年、どこからどこまでの2年なのかちょっと教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

島係長。

○係長（島典明君）

基本的に督促が出てからの2年という形になりますので、すみません、先ほど私の説明がちょっと間違ってたかもしれないですが、10期の場合だったら納付期限が3月末が通常の納付期限になりますので、そこから督促状が出て2年間という形にさせていただいておりますので2年間で件数がゼロ件という形になります。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

督促手数料でちょっとお尋ねしたいんですけども、15ページのところで1,049件ということでお伺いしたんですけども、最近他の滞納も含めて一緒に請求されたりされてるのか、督促状は別々出されるのかちょっと分からないのでその点が1点。そして、この督促を出した分でどれほどの方が支払われたのか教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

島係長。

○係長（島典明君）

介護保険課では督促状のみで発送していることはございません。

○委員長（西岡克之委員）

今の答弁に加えて、分かりますか、饗庭委員が言われた質問の意味が。もう1回饗庭委員に質問してもらいましょうかね。

○委員（饗庭敦子委員）

督促手数料が1,049件となっておりますけれども、介護保険課の督促をされたんだと思うんですけども、他の督促も最近是一緒にしてするとか言われてたので、それがあつたのかどうかと、もう1点はこの督促をした分で、どれくらいの何件が払いましたよという件数を教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。もう1度質問を整理して。

○委員（饗庭敦子委員）

すみません、ちょっと間違えました。1,049件入ってきているので、何件督促を出したかというのを教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

督促については介護保険料をということで1件100円、1,049件分ということで金額は上がっております。発送件数ですけれども、手持ちにちょっと資料を持ってきておりませんので、後でということよろしいでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

以前も確認したかと思うんですが、特別徴収と普通徴収の割合は、今どういう状況になってますか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

資料を持ってきておりませんので、後からということよろしいでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは前年度決算との比較でちょっと質問したいと思いますけども、14、15ページで2目の地域支援事業交付金介護予防事業、これが収入済額が308万996円という形で27年度の決算では525万収入済額があるんです。大幅にこの交付金が減った理由というのは10月からの総合事業の関係と見ていいんでしょうか。ちょっとそこがよく分からなくて、大幅減額された理由を教えてくださいたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

介護予防事業費の減額ということですが、先ほど説明したんですけれども、4月から9月までが総合事業の導入前ということで、こちらの方と10月以降からということで補助金名が変わっております。こちらの方は575万の予算に対して308万996円は4月から9月までの歳入ということになりますので減額ということになるんですけども、地域支援事業につきましては先ほど言いました給付から移行した分がございますので総額的には大幅な増となっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

介護保険被保険者数の認定者数のところで、介護給付の方が減って予防給付の方が増えてるっていうのはどのように捉えたらいいんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今回、介護者と支援者、介護者が減って要支援者が増えたという理由なんですけれども、こちらの方は特に分析というのをしてないんですけれども、考えられる範囲で言いますと、めだか85とかそういった部分の事業で重症化された方が少なくなっているというふうに判断しております。また支援者が増えた理由につきましては、住宅改修等の手すり工事とかそういった部分も支援の対象になりますので、こちらにつきましては認定がないと設置ができませんので、そういった手すりを増設した方もいるのかなということを考えております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

重症化予防につながってるのであればいいのかなと思うんですけれども、認定が厳しくなったんじゃないかというようなこともあったので、ちょっと確認をさせていただいたところです。再度確認しますけれども、そういうことではなく、良くなったよと言う人の声を聞かれているということなので理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

介護の認定申請の結果ということで捉えておるんですけれども、介護審査会での決定ですけれども、非該当の方というのが結構いらっしゃるんですけれども、審査会で要支援1とか2とかそういった部分で非該当の件数が少なくなってきたというのが現状なものですから、支援者が増えた理由については厳しくなったというよりは、非該当の方が支援になるということですので、重症化という傾向にはございます。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。先ほどの饗庭委員の質疑に対して答弁をお願いいたします。

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

要支援の方が増えているということは、例えば第1号被保険者の人数が9,799人から1万169人に増えております。この数字を見ますと若い人が増えているということで、必然的に要支援の方が多くなるということと考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

いろんな説明、成果に関する報告書なんか見ても、いろんな事業あっておるわけですが、いろんな視察等々、書籍等々、新聞等々見て、いろんなこういうことをやって、いろんな要介護の人たちの事実が良くなって減ってきたとか、いろんな良い点ばかりの発表じゃないか分からんけども、いろんな事業をやって立ち直ってきたとか認定する認定者の方が減ってきたとかいうのがよく出るわけです、我々も視察に行つて。長与町の場合そういういろんな事業やっつていろんな形での成果出てくるとは思いますけども、総体的に皆さん方の捉え方として成果が上がつてきて今までずっと事業やつてるということで捉えていいのか、ちょっとそういう点の総合的なことをよろしくお願ひします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

全体的なことということですが、この前、先日ですけれども、南伊勢町議会の方から視察にこられたんですけれども、その時に長与町での事業ということで御説明させていただきましたけれども、意見とか感想をお伺ひした形では、長与町については、結構介護予防事業、めだかとかそういった部分については進んでますねということで御意見はいただいた部分はございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

地域住民グループ支援事業補助金の180万でありますけれども、これは1グループ10万円で18グループということによろしいんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

地域住民グループ支援事業費補助金、通常いきいきサロンですけれども1サロン10万円ということで、18サロン分で180万ということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

その10万円というのは、もうそのままやりっぱなしなのかそれとも各グループそれぞれが年度末に事業報告か何かされてるのか、その辺りはどうですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

こちらの補助金につきましては、長与町の補助金交付要綱に基づいて事前に申請をしていただいて、あと実績という形でこちらの方に参加人数等も含めて実績をいただいております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

実績ということですが、そこでその領収証とか何とか添付するわけじゃないわけですね。例えば残金が残りましたよと、返還するわけじゃないわけですね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

実績提出時におきまして、領収書等を添付していただいておりますので、こちらの方につきましては、確実に10万円以上の支払いをしてるということで確認しておりますので、補助金については全額使っていただいたと把握しておりますので、あと会計的には、余剰金のある分については、前年の繰越分とか会費をそれぞれ徴収されておりますのでその分の残というふうに理解しております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

28年度18グループということで、29年度は多分19グループになって、また5グループが相談か何かを新しくされているというところだったと思うんですが、今後このようにももっと増やすというか、この可能性といたしましょうか、総体的にどのような成果が上がっているのか教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

サロンにつきましては29年度から1か所増えたということで現在19か所になっております。あとこちらの方に設立したいということで5団体ほど問い合わせ等を行われておりますので、あくまでもこれにつきましては住民主体ということで考えておりますので、住民の方が作りたいと考えておられて、それを支援するという形になりますので、こちらとしてはできるだけ増やしたいとは考えておりますけれども、住民の方のやる気といたしますか、そちらの方が大きな問題になってくるかと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

37ページの7目の在宅医療介護連携推進協議会委員報酬は2回分というふうにお聞きして、主要な施策の成果に関する報告書の8ページにその協議会が掲げてあって、20名で2回したということでございますけれども、この在宅医療介護連携推進協議会の中での課題と言ったらどんなことがあるのか教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

昨年度、医師会の委員が世話人ということで準備会を立ち上げまして、コアメンバーの方々によって12月末に設立されたわけなんですけれども、これについての今現在の28年度の目標としては、まずお互いを知らないということで、医療職、介護職について、まずお互いを知るということから始めようということで会を設けております。会の中については、まず事業所のこういった活動をしてるとかそういった部分から始まっておりますので、課題というのは29年度から課題抽出を行っております、今現在、分科会ということで課題抽出を行っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今、分科会で課題をされてるところでしょうけれども、町職員も出ておられますので、課題があるからこそ連絡協議会をされるんでしょうから、目的も含めて教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

在宅医療介護連携推進事業の課題といたしまして、先ほど申しましたように、実際在宅医療介護のお互いの機能であるとか、どういう役割ができるのか、地域で高齢者の方たちを見ていくためにどのような資源が今後必要かということをもまずは洗い出すことからやらないとということで、今年度は地域資源調査ということで、実際に在宅医療に取り組んでいる医療機関であるとか、歯科医院であるとか、薬局などの調査であるとか、介護事業所の特色などを調査するような資源調査を今行っております。それが1つ分科会で、もう1つは多職種連携の研修会ということで、医療介護一堂に会して共通の課題に対する研修を行うことで、各職種ごとの強みを生かした支援の方法であるとか、お互いの役割を知るといような意見交換も兼ねたような研修会を行っている分科会があります。それからもう1つ、地域にそういう情報がまだ波及していないということで、地域への普及啓発活動ということで地域に啓発するためにどのような活動していくかということで、例えば、研修会であるとか、今パンフレットを作成しようかっていようなところを分科会の中で検討しております。そのような活動を現在の在宅医療介護の推

進協議会の中で協議をしております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先ほどの質疑と関連してですけど、いろんな審査会がありますよね、この介護事業の中にですね。他の事業も多分あると思うんですけども、特にいろいろ審査会というか外部の審査委員というのがいるみたいですけど、先ほどの補正の説明の中で特別職が142人いらっしゃるんですね、この介護保険事業の中で。その中には徴収嘱託員だとか介護保険専門員だとかというふうに思いますけども、この審査会の委員だけで何名いらっしゃいますか。お聞きしたいのは、ダブって審査会に入っているという人はいらっしゃらないんですかね。審査会に限らず協議会だとかいわゆる外部の委員が参加しての協議会、会議をする部分の委員がどれくらいいらっしゃるのか、分かれば教えていただきたいのと、例えば認定審査会の委員にもなってますけども、先ほど出た介護連携推進協議会の委員にもなっているというのもあるんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

介護保険にかかる特別職の人数ですけども全体で142名おります。各委員会等の重複ですけども、例えば審査会委員と在宅医療協議会の重複はございます。この分につきましては、医師会等に人員等についてはお願いしてるんですけども、どうしてもノウハウを持つてる人というのが限定されておりますので、こちらの方については重複されてる方が多いかと思っております。なお重複している人の数というのは把握しておりません。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

歳出の30、31ページと32、33、ここも総合事業に移行した形の中での会計の精算かなというふうに思うんですけども、例えば30、31の地域支援事業、補正予算で4,062万6,000円補正を組んでるわけです。いつの補正だったかちょっと分からないですけど、ただ不用額を見ると2,907万2,366円、4,000万補正を組んで半分以上が不用額というふうになった経緯、10月からの移行だというふうに言われればそうなんですけど、もう一つ、32ページの介護予防総合事業費これ当初予算で100万組んでるんですけども、全く委託せずにそのまま不用額になってるという経緯、この辺がどういうふうな経緯なのか教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今回補正で4,000万ということでお願いしている分ですけれども、こちらについては10月から3月までの支出見込ということで計上させていただいております。大きく不用額の出た理由ということですが、こちらについては給付費から移行しましたデイサービス等の分が1,100万ということでございます。こちらの分が大きな要因かと思っております。あと、委託料の100万ということでございますけれども、この分につきましては他市町で総合事業を利用した分に係る経費ということで、本町につきましては10月からということですが、近隣市町につきましては今年の4月から開始したところが多かったということで、こちらの方については不用額ということで計上させていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

最初の30、31のこれは、10月から総合事業の取組をやるということで補正を組んだけども、給付費からの移行が1,100万あったということで、総合事業の事業としてこの事業費を出す必要性がなかったというふうな形で今回不用額がこれだけになったと、そういうふうな捉え方でいいのか。ただ給付費から1,100万入ったとしてもあと1,800万ぐらい不用額が残るわけですよね。そこはやっぱり事業そもそもがなかなかうまくできなかったというような背景なのか、そこが分かれば教えていただきたいと思えます。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

当初補正をお願いした段階につきましては一斉に移行ということを考えておりましたけれども、内部的にちょっと間に合わない時点もございまして随時移行したということで、逆に不用額が多くなったというふうに分析しております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

39ページのサポーターポイント制度交付金のとこなんですけども、ここも不用額が多くて、もともとサポーターポイント制度をどう考えておられるのか、今後はどんなふうにしていかれるのか教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

こちらの不用額ということで52万7,000円ですけれども、これにつきましては、

いきいきサロンの分を5地区5サロン見込として上げておりましたけども、こちらについては実績がなかったということで1区10万円の50万ということで不用額が出ております。サポーターポイントにつきましては、昨年度こちらの方実績が低いということで、39ページの52万7,000円の不用額の内訳です。そのうち50万がサロン分ということです。

○委員長（西岡克之委員）

もう一度説明をいただきます。説明の途中ですが、この50万という予算をいきいきサロンに使うとして、そこでサポーター研修をするとしよったのか、ちょっともう一度整理して答弁して下さい。

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

こちらの補助金ということで、こちらの補正の段階で、いきいきサロンに伴う補助金ということで50万円、サポーターポイント制度交付金ということで2万5,000円、それと各種研修会の負担金ということで3万円ということで、55万5,000円の補正をお願いしておりました。しかし、いきいきサロンにつきましては5か所希望等がございましたけれども実際には設立に至りませんでしたので、不用額として50万残っております。サポーターポイントにつきましては、昨年、社会福祉協議会と協議を重ねておまして、どうしても保険料の方がネックという意見もあったということで、29年度から保険料につきましては町の方で負担をするというふうな軽減を行っております。今後につきましても、サポーターポイントにつきましては重要な課題でございますので、社会福祉協議会と一緒に今後も進めていきたいと思っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

サポーターポイント制度に関しては、今後進めていくということで理解したんですけれども、いきいきサロンを予定してたのが5か所駄目だったからというふうに言われたと思うんですけれども、今後いきいきサロンもしていくということで考えていいわけですか。そこに大きなサポーター制度が関わっているということなんですよ。それでいいですか。もう一度お願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

こちらの一般介護予防事業の負担金の中に地域住民グループ支援事業いきいきサロンの補助金と、それと別にサポーターポイントということで事業を行うようにしております。いきいきサロンにつきましては議会の一般質問での答弁にもありましたけれども、今後も進めていくということで考えております。またサポーターポイントにつきましては

は、社会福祉協議会と一緒にこちらの方も今後推進していきたいと考えております。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会に戻します。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

保険事業勘定の中で、決算上にはちょっと出てこないですけども、介護保険事業というのはこの間10月から総合事業に移行したりだとかいろいろ変更があって、去年の補正の時でしたか予算の時に聞いたのか、去年の8月からか、預貯金だとか資産に対して利用料が2割負担になるという形がありましたよね。その利用料の2割負担になってる方がどれくらいいらっしゃるのか。それと歳入の方にちょっと戻って申し訳ない、23ページの低所得者保険料軽減繰入金、これが何件分でしたか、前年去年も聞いてたみたいなんですけども、その2つちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

2割負担者ということですけども、こちらについては3月末現在で231人ということになります。低所得者の人数ですけども、こちらの基準が平成28年4月1日が基準になります。人数は1,473人になります。

○委員長（西岡克之委員）

次に介護サービス事業、歳入歳出、一緒にやりますので質疑のある方はどうぞ。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

成果の報告書12ページに決算とか書いてるわけですけども、43ページに中段の1の1の1で2,322万6,000円ありますけど、この収入元は201万6,000円は39ページに出てるんだけど上の2,120万9,500円というのが調べよって分からないから、どういう形でこれが上がってきてるのか、そこんところを説明をお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

こちらのサービス勘定の分の収入ですけども、こちらにつきましては介護予防サービス計画収入ということで収入が上がってます。こちらの方につきましては、保険勘定の給付の方で介護予防サービス計画給付費ということで、実際に包括で携わった分が収

入として入ってきますので、この金額が丸々ということではなくて給付の方から・・・

○委員長（西岡克之委員）

委員の皆様申し上げます。場内の時計で20分まで休憩します。

（休憩 15時05分～15時20分）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

先ほどは失礼いたしました。こちらの方の歳入につきましては、介護予防サービス計画収入ということで、2,120万9,500円という歳入を財源に充てて、こちらの方、主要な施策の成果に関する報告書の12ページのその他ということで、こちらの方の財源に充てております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

もとに戻るけれども歳入の43ページの2,120万9,500円ありますね。それと下の段の201万6,700円ありますね。この201万6,700円は保険勘定の39ページから出てるから分かります。あと2,120万9,500円のその金額が、僕から見れば31ページの下から3段目のところに2,083万9,776円があるけどこれが合ってるのかなと思って、プラスがあるからそれは個人収入になるのか、他のところからまた持ってきて2,120万9,000円と合わせて総金額でこういう事業してますということで出てくるわけだから、その差額は、僕の考えが合ってれば31ページの分となんか出てくるわけだから。もしよかったらその内訳をよろしくお願ひしますと聞いたわけです。よろしくお願ひします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

吉岡委員がおっしゃるとおり歳入につきましては、31ページの介護予防サービス計画給付費の分と、あと他市町の分を取扱ってる分がございますので、そちらが収入として上がってきますので全体で2,120万9,500円というふうになっております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

他市町ということは近隣からの、長崎とか時津とかあるいは多良見、諫早かな。その差額は丸々その差額ということですか。それでいいんですか。もし件数なんかもやっばりすぐ分かるわけですか。分かるか分からんか、ちょっと答えていただいて。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

先ほど答弁したように他市町の分というも含まれているということで、件数についてはすみません、把握しておりません。

○委員長（西岡克之委員）

他に歳入歳出のサービスの分でありますか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

45ページのケアプラン作成委託料というのは、これは1件当たり幾らという形になるのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

介護予防ケアマネジメント作成委託料の委託料ですけれども、基本的に1件3,655円で委託をしております、それにプラスして、その方に対して初めてケアプラン作成した時は初回加算ということでプラス3,000円を支払うようになっておりますので、1,240件掛ける3,655円とあと69件掛ける6,655円で、合わせまして499万1,395円になります。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ある方、全て歳入歳出合わせて結構です。質疑のある方は。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと関連します。45ページで、今度は介護予防、今さっきケアマネジメント作成委託料というふうに説明されたものは、ケアプラン作成委託料の件ですよ、さっきの数字。この介護予防ケアマネジメント作成委託料は1件当たりの費用が決まっているのか、そこも含めてお願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

こちらの介護予防ケアマネジメント業務の委託料につきましても同様の金額で、1件当たり3,655円、初回加算が3,000円となります。内訳、98件の委託件数のうち92件掛ける3,655円、それから6件掛ける6,655円で、37万6,190円となります。

○委員長（西岡克之委員）

先ほど調べていた答えが出たそうですので答弁をお願いします。

島係長。

○係長（島典明君）

先ほどは失礼いたしました。督促手数料1,049件の方ですが、現年分が475件、過年度分が574件となります。そして介護保険課では督促状を1,273件発送しております。過年については、収納推進課の方が催告等を行って収納があつてということになります。もう1点の特別徴収と普通徴収の割合ということですが、特別徴収の割合が87.5%、普通徴収が12.5%になります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

基本的なところで普通徴収になる条件、月額年金額が1万8,000円以下の方が普通徴収の限定になるんでしたっけ、そこだけ再度確認させていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

決算そのものには直接関係がないと思いますので後で直接お聞きしたいと思います。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。歳入歳出、サービスも保険事業も全般で結構です。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議案第65号について反対の立場から討論いたします。介護保険制度は、当初消費税が導入される前に、来るべき高齢化社会に向けてというふうな形で消費税が導入された以後、消費税が果たして反映されたかどうか分かりませんが、その後介護保険事業が始まって保険料の徴収等々が始まりました。本当に安心して受けられている介護になつてるかという状況を考えると、先ほど詳細に答えはいただきませんでしたけども、やはり年金から天引きされる保険料また天引以外の保険料の中で払い切れない状況も出てるのが、この数字を見ても明らかです。そういう中で質疑の中でお尋ねしましたけども、数年前に資産がある方は利用料を2割負担に変えるということと、またこの総合事業の中でちょっと懸念されているのが、介護を本当に受けたくてもなかなか介護を受けられない状況が出てくるんじゃないかというふうな心配の声もあります。そういう意味では本当に安心して受けられる介護になっていないのではないかというふうな立場から、本決算の認定についても反対の立場で討論いたします。

委員長（西岡克之委員）

次に賛成討論ありませんか。

次に反対討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号、平成28年度長与町介護保険特別会計歳入歳出の決算の認定についての件を採決をいたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の日程は以上です。本日はこれにて散会いたします。

（散会 15時32分）